令和３年度第２回大阪府環境審議会生活環境保全条例検討部会

令和３年８月１９日（木）

（午後２時００分　開会）

【事務局（池田（俊）総括主査）】　　それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和３年度第２回大阪府環境審議会生活環境保全条例検討部会を開催させていただきます。

　本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインでの開催とさせていただいております。委員、オブザーバーの皆様には御不便をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

　本日の司会を務めさせていただきます環境管理室環境保全課の池田でございます。よろしくお願いいたします。

　次に、本日の部会の資料でございますけども、事前にメールでお送りさせていただいております資料のほうでございますけども、確認をさせていただきたいと思います。

　まず、議事次第でございます。それぞれＰＤＦにさせていただいておりますけども、次に、資料の１－１から１－３が議題（１）①の関係資料でございます。資料２が議題（１）②の関係資料でございます。参考１が生活環境保全条例検討部会の運営要領と、あと、委員名簿でございます。参考資料２が前回の第１回部会の議事録でございます。

　皆様、資料の不足等ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

　本日の部会でございますけれども、近藤委員につきましては所用のため御欠席でございます。７名の委員、２名のオブザーバーの皆様方に御出席いただいております。部会の運営要領第３の（２）の規定によりまして、成立しておりますことを御報告いたします。

　なお、本部会におきましては、大阪府情報公開条例第３３条の規定に基づきまして、公開とさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

　関係者、報道機関、傍聴者につきましては、十分な距離を確保できる部屋を御用意いたしまして本部会の様子を放映しておりますので、御承知おきいただきたいと思います。

　本日は、ウエブ、オンラインの開催となりますので、幾つかお願いがございます。資料の画面共有は行わないことといたします。事前に御送付させていただいた資料をお手元で御覧いただきますよう、よろしくお願いいたします。

　ネットワーク負荷を抑えますために、審議に入りましたら、今はオンにしていただいていますけども、カメラをオフにしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

　接続トラブルを防ぐために、発言される際を除きましては、マイクは基本ミュートにしていただければと思います。

　御発言される場合に、挙手ボタンにてお知らせいただきまして、部会長から御指名いただいた後、ビデオをオンにしてミュートを外して御発言いただければと思います。発言が終わりましたら、ビデオをオフにしてマイクをミュートに戻していただければと考えております。

　なお、傍聴者、報道機関等からの写真撮影の希望はございませんでしたので、御報告させていただきます。

　それでは、ただいまから議事にお入りいただきたいと思います。近藤部会長、よろしくお願いいたします。

【近藤部会長】　　近藤です。審議が円滑に進みますよう努めますので、委員の皆さん方、よろしくお願いいたします。

　それでは、早速ですけれども、議事に入りたいと思います。

　初めに、議題１の今後の大阪府生活環境保全等に関する条例のあり方についてですが、①の大気分野（有害物質規制）について、事務局から御説明をお願いいたします。まず、資料の１－１から順番に説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【事務局（池田（桂）総括主査）】　　事業所指導課大気指導グループの池田と申します。

　それでは、まず、資料１－１につきまして御説明させていただきたいと思います。

　こちら、タイトルは大気有害物質排出規制に係る府条例届出状況についてという資料でございますが、前回の部会におきまして水谷委員のほうから御質問、御指摘があったというものでございまして、それの回答ということでございます。

　御質問の要旨でございますが、前回部会の資料の１－３の１２ページになりますけれども、大気有害物質排出規制の対象物質の除外を検討しております府条例の現行の有害物質のうち、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質といたしまして７物質ありますが、これらの条例の届出状況はどうかというところでございます。全国的には優先取組物質ではないので除外するという御説明させていただきましたが、全国的には暴露量等に問題はないが、地域的に大阪府は暴露量が多いという可能性も否定できないと、そういった御趣旨でございます。

　回答でございますが、まず、府条例に基づく府域の全市町村の届出状況は１ページの下側の表１でございますが、７物質の届出の状況をお示しさせていただいております。

　こちらの７物質のうち、赤い枠で囲ってございます臭素、アニシジン、Ｎ－エチルアニリン、クロロニトロベンゼンの４物質でございますけれども、下側のところの全種類の有害物質の届出を指導することのある廃棄物焼却炉を除きまして届出施設がない、または少ないという状況でございました。

　廃棄物焼却炉以外の届出が一定数あるそのほかの３つの物質でございます。銅及びその化合物、バナジウム及びその化合物、アンチモン及びその化合物の３物質でございますけれども、こちら、近年の府内の大気環境濃度を表２のとおりまとめてございます。

　こちらは、それぞれで、条例の当初に設定いたしました想定環境濃度、こちらは排出口における濃度基準を設定するための指標といたしまして、敷地境界等の距離において想定される環境濃度というもので、また資料１－２のところで詳しく御説明させていただきますけれども、こちらと比較をいたしまして全て大きく下回るという状況でございますので、府域の大気環境濃度は問題なく、府域の暴露量は低いと判断できるというところでお示しさせていただいております。

　御説明は以上でございます。

【近藤部会長】　　ありがとうございました。

　では、この説明について御質問、御意見ございましたら、挙手をしていただけたらと思います。どなたかいらっしゃらないでしょうか。よろしいでしょうか。

　では、この７つの物質を除外するということはお認めいただけるということで、次に進めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

　では、続きまして、資料１－２の説明をよろしくお願いいたします。

【事務局（池田（桂）総括主査）】　　続きまして御説明をさせていただきます。

　資料１－２の有害物質排出規制に係る検討について【規制基準】という資料でございます。

　こちら、前回の部会では、先ほど御説明させていただきました対象物質につきまして御審議いただいたところですけれども、本日の部会では、この資料１－２で規制基準、資料１－３で対象施設について御審議いただきたいと思っております。

　まず、こちらの資料２ページ目でございます。

　規制基準に関するこれまでの議論といたしまして、前々回の部会の論点整理の際の資料から抜粋しておりますけれども、こちら、矢印の下側でございます。見直し後の排出規制対象物質の規制手法については、濃度基準の設定が可能かどうかを優先的に検討するべきというところ、また、３ポツ目、測定義務の軽減及び免除の規定の積極的活用を検討するべきではないかというところでお示しさせていただいて、御議論いただいたところでございます。

　３ページ目でございます。

　こちら、前回の部会の資料の抜粋になるんですけれども、検討対象物質の一覧を参考までにお示しさせていただいております。

　黄色く示させていただいています物質の２５種類が、今回規制対象物質として前回御審議いただいたというところでございます。

　続きまして、４ページでございます。

　まず、条例における現行の規制基準を御説明させていただきます。

　有害物質の対象物質のうち、６種類につきましては指定有害物質と位置づけさせていただいておりまして、それらは設備構造基準を設けております。この表にございますように、処理装置を設置する等の構造基準となってございます。

　そのほかの１７種類の物質につきましては、その下、濃度基準を適用してございます。

　例えば、ばいじん規制のように排出口で一律の基準を設けているというような規制方式ではなくて、有害物質の濃度基準につきましては、ここの表に式がございますとおり、Ｃ＝（Ｋ・Ｓ）／Ｑという形で規制を実施しております。この式の中のＣが有害物質等の種類ごとの量ということで、こちらが規制基準ということになります。

　その下のＫでございますが、こちらは有害物質の種類ごとに定める値としまして、有害性などで変化する、いわゆるＫ値と呼んでおります値でございます。

　その下のＳでございますが、こちら、排出口からの距離を勘案した値ということで、煙突の高さであったり敷地境界までの距離であったりといった、その辺りを勘案した値ということでございます。

　最後、Ｑが乾き排出ガス量ということで、この式で求められる濃度を基準としているところでございます。

　５ページ目でございます。

　先ほど説明させていただきましたＳの値、Ｋの値が具体的にこういう式、またはこういう値で決められているところでございます。

　Ｓにつきましては、排出口の高さであったり敷地境界までの水平距離、あとは、至近にある建築物の高さや水平距離、この辺りをパラメーターといたしまして幾つかパターン分けしまして、Ｓの算式により求められる値となってございます。

　その下がＫ値ということで、それぞれ物質ごとに値が定められておりますが、特に今回は新規対象物質のこのＫ値を出す必要があるということでございますので、その考え方などを中心に御審議いただきたいと思っております。

　６ページ目でございます。

　規制基準の設定に当たりまして、大きく３つを検討事項として柱立てさせていただいております。

　１つ目、規制手法について。冒頭申し上げましたが、規制手法といたしましては、現行もそうですが、濃度基準または設備構造基準が考えられますが、原則濃度基準による規制を優先的に採用するとの考えで問題はないか。

　２つ目、規制基準の設定について、新規追加物質等に濃度基準を適用する場合、Ｋ値の設定に必要な想定環境濃度、資料１－１でも少し出てきましたが、排出口における濃度基準を設定するための指標として、敷地境界線等環境を考える位置において設定される環境濃度でございますが、こちらについてどのように考えるべきか。また、想定環境濃度の設定ができない物質についてはどうするべきか。

　３つ目でございます。Ｋ値の見直しとその妥当性について、②の検討結果を踏まえたＫ値の見直し案とその数値の妥当性につきまして検討しております。

　７ページ目でございます。

　１つ目の検討事項、規制手法についてでございます。

　丸の２つ目でございます現行の規制手法設定時の考え方でございますが、この表にございます上のほう、発がん性を有する化学物質につきましては指定有害物質と位置づけまして、当初は閾値、その暴露量以下では影響が起こらないとされる値でございますが、この閾値の設定及びリスクアセスメントによる評価手法も確立されていない状況にあるため、大気環境への排出を可能な限り抑制する手法として、施設に対する設備構造基準を設定したというものでございます。

　それ以外の物質として、毒性が高い化学物質として対象になっているものでございますが、こちらは濃度基準を設定しているという状況でございます。

　その表の下の丸のところです。発がん性の閾値の有無の判断に関する国の考え方でございますが、下線部のところでございます。発がん性を有する化学物質が遺伝子障害性を持たない場合、あるいはその関与がないと推定される場合は、閾値のある発がん性物質であると判断して評価値を算出するというのが現在の国の考え方でございます。

　矢印の下側でございます。閾値やリスクアセスメントに関する新しい知見により、発がん性を有する物質の一部は閾値が示され濃度基準の適用が可能となっていることを踏まえ、発がん性物質に対し過大な管理コストのかかる設備構造基準を一律に設定するのではなく、業種や業態ごとに現実的かつ効果的な対策検討が可能である濃度基準を原則として採用するべき。また、測定義務減免規定の積極的な運用により、適正管理等を自主的に取り組むことを事業者に促すべきということを方向性案とその考え方としてお示しさせていただきたいと思います。

　続きまして、８ページでございます。

　検討事項の２番目、規制基準の設定についてでございます。

　規制対象物質の濃度基準の適用に当たりましては、現行の拡散式を基にした排出口濃度基準における想定環境濃度の設定を検討する必要があると考えております。

　ここで想定環境ですけれども、この図にございますように、排出口における濃度基準を設定するための指標といたしまして、排出口の中心から環境濃度を考える位置、この図のパターンでは赤点のところでございますが、この位置において設定される環境濃度で物質ごとに設定されるものです。

　その図の下の米印のところにありますが、この想定環境濃度に、大気拡散モデル、現行条例ではスコラ・バレットモデルというモデルを適用しておりますが、こちらを用いた排出口基準式の係数係数３４.０を乗じた値をＫ値と定めてございます。

　そして、この想定環境濃度の設定方法でございますが、右側の式を御覧ください。

　まず、①としまして有害物質の種類ごとの有害性に係る定量評価値を決めまして、それを②の不確定係数で割ります。それで③の想定環境濃度を算出しております。

　この①の定量評価値につきましては、左下側に少し補足説明しておりますが、当時の算定の考え方といたしましては、日本産業衛生学会やＡＣＧＩＨなどの各機関における定量的暴露濃度と健康影響との定量的関係を示す勧告値などから評価値を決定したというものでございます。

　そして、②の不確定係数でございますが、その右側でございます。健康リスク評価を行う際に、科学的知見及びそのデータにおける不確実性を考慮して評価値の算出に用いる係数ということで、安全側を見た係数というところになりますけれども、当時の条例では、この表にございます人に対するデータか動物実験のデータだとか、あとは、無作用量か作用量かとか、その辺りの５つのパターンに分けまして、小さいものでは１０、大きいものでは３００という値を設定して、パターン分けして計算したというところでございます。

　これで計算いたしました想定環境濃度は次の９ページでございます。この表のとおり当時設定したというものでございます。

　続きまして、１０ページでございます。

　想定環境濃度の設定を今回行うに当たりまして、国の環境基準値・指針値が定められている物質につきましては、それらを基に算定することが考えられます。

　その理由は、その下の枠内にございます環境基準値・指針値の設定方法でございますが、①の定量評価値を②で不確定係数で割りまして、それで環境基準値・指針値を求めているというところで、条例の想定環境濃度と基本的には同じ考え方で求めているというところでございます。

　ただし、具体的なところは少し違うところもございまして、ページの真ん中にございます①の定量評価値の算定の考え方の下線部のところでございますが、例えば、長期暴露影響の疫学知見を優先している点であったり、２ポツ目の発がん性及び発がん性以外の有害性に係る評価値がともに算出可能な場合は、両者の評価値を算出して低いほうの値を採用するといった、考え方が違うというよりかは、どちらかというとブラッシュアップされてより整理された考えが示されているというところでございます。

　一方、②の不確定係数のところでございますが、その下でございます。化学物質の固有の有害性データに関連する不確実性であったり実験条件に関連する不確実性ということで、様々な項目を考慮した値が用いられているところでございます。

　ここで例でお示しさせていただいておりますのが、中央環境審議会の第１２次答申としまして令和２年８月に示された塩化メチルの不確定係数の考え方でございますが、こちらは１,０００という値を示しておりまして、その考え方としまして、①で、まず、種間差、動物実験の結果をヒトに外挿する場合に１０という値を設定した。②が種内差、個体差でございます。こちらは平均的な人間集団の値、ＮＯＡＥＬという値を感受性の高い集団、例えば高齢者であったり、そういった集団に外挿するための係数として１０を設定。そして、③としまして、暴露期間の差ということで、短期間の実験データであるため、１０という値を設定したと。

　これらの係数の積１,０００を設定したというところでございますので、実態といたしましても、条例の想定環境濃度に比べてかなり数字が大きい。いわゆる安全側に考えられているというところでございまして、また資料にはないんですけれども、国の考え方といたしましては、最大値は３,０００という値を設定しておりますので、ちょうど条例の想定環境濃度の最大が３００でありますので、１０倍と設定されているところというところでございます。

　１１ページでございます。

　先ほどの指針値等の設定の考え方に基づきまして、今出されているのがこれらの値でございます。緑枠で囲っていますのは発がん性に関する評価値、そして、その横のオレンジ色のところが発がん性以外の評価ということで、これらのうちの低いほうの評価値を一番右の赤い枠のところで指針として決めているというところでございます。

　右から３列目のところに発がん性以外の不確定係数の値を示させていただいておりますが、条例の想定環境濃度と比べましてもかなり大きい数字が並んでいるという状況でございます。

　続きまして、１２ページ目でございます。

　こちら、国の環境基準値・指針値と府内の大気環境濃度を比較したページでございます。

　それぞれの表の①と書いているところが環境基準値・指針値でございまして、その横の②が府内の大気環境濃度、２０２０年度の府内の測定局の年平均値のそれのさらに平均という値でございます。①を②で割った値がその横に書いておりますが、例えばアクリロニトリルでございますと９０.９倍ということで、かなり大気環境濃度的には低い状況であるということをお示しさせていただいております。

　右側の真ん中あたりにありますマンガン及びその化合物、それと、水銀及びその化合物の２物質につきましては、現行の条例でも濃度規制をしているものでございまして、一番右側に参考欄を設けておりますが、条例の想定環境濃度が４μg／㎥、水銀では１μg／㎥ということで、こちら、環境基準値・指針値に比べても大分高い値で当時設定したというものもお示しさせていただいております。

　続きまして、１３ページでございます。

　現行条例の想定環境濃度と国の環境基準値・指針値を比較したものでございます。

　左側の表の上のところ、まず、算定の考え方でございますが、定量的関係を示す資料と不確定係数とを考慮したというところで、同じでございますので、矢印の右側の表のところです。見直しに当たっての考え方を示しておりますけれども、想定環境濃度と環境基準値・指針値の算定の考え方は同じであることから、優先取組物質については、より新しい知見に基づき設定されている環境基準値・指針値を基に新しい想定環境濃度を算定するべきではないか。

　左側に戻りまして、真ん中のところです。位置づけ、性格でございますが、こちら、少し違いがありまして、想定環境濃度につきましては、事業場への排出規制を行うに当たり、排出口における濃度基準を設定するための指標ということで、一方、環境基準値・指針値でございますが、まず、環境基準値は下線部のところ、維持されることが望ましい基準であり、行政上の政策目標という位置づけです。指針値につきましては、長期的暴露による人の健康に係る被害を未然に防止する観点というところと、このレベルが達成できるように排出抑制に努めるべきものという位置づけでございます。

　また、その下、不確定係数ですけれども、それぞれ想定環境濃度は１０から１００の間で、それで、環境基準値・指針値は１２５から２,０００という間で決めております。平均値を一応お示しさせていただいておりますが、想定環境で６１、環境基準値等で８６６というところで、およそ１４倍というところでございます。

　右側の矢印の先でございます。太字、斜め字のところですが、想定環境濃度と環境基準値・指針値の位置づけ等の違いから、算定に当たりましては以下の点を考慮すべきではないかというところで、まず、１ポツ目でございます。府内の大気環境濃度は環境基準値・指針値を大幅に下回っている状況でございますので、大気汚染に繋がる有害物質の大気への排出の未然防止の観点からは、現行の水準の対策で特段問題が生じていないと考えております。

　２ポツ目、環境基準値・指針値は長期的暴露、２４時間３６５日暴露し続けての視点で設定されているものでございますので、排出口における濃度基準の設定には、実際の施設の稼働時間を考慮する必要があると考えております。

　３ポツ目、環境基準値・指針値の不確定係数は、現行条例より安全側に設定されていること、以上の３つを考慮すべきと考えております。

　そこで、次の１４ページでございます。

　方向性案をお示しさせていただいております。

　１つ目の丸につきましては、繰返しになりますけれども、環境基準値・指針値が定められている物質につきましては、その算定の方法が同じということでございますので、環境基準値・指針値を基に新しい想定環境濃度を算定すべきであるとしております。

　丸の２つ目でございます。ただし、環境基準値・指針値が現行条例制定時の考え方から見て相当安全側に設定されている点、そして、固定発生源の稼働時間を考慮する必要がある点から、排出基準を設定する上で４０程度の係数を乗ずることが適当である。

　ここで４０という数字が急に出てきたところでございますが、その下の枠のところで考え方をお示しさせていただいております。

　まず、（１）でございます。現行の排出抑制対策の水準で府内の大気環境濃度に特段問題が生じていないことを踏まえまして、環境基準値・指針値が定められている物質の想定環境濃度は、現行条例と同じ水準を目指すものとする。

　その前提のもとに（２）でございます。同じ水準を目指すに当たりまして、以下の点を考慮した係数を設定します。

　まず、１つ目、①環境基準値・指針値の不確定係数が現行規制物質の想定環境濃度より安全側に設定されている点。ここでその不確定係数の比は１４ということをお示しさせていただきます。

　②です。環境基準値・指針値は長期的な暴露による人の健康被害の観点で設定されておりますので、実際の施設の稼働時間を考慮すべき。ここで括弧内に、一般的な施設の稼働時間いたしまして１日８時間、週５日ということで、合計週４０時間と仮定しますと、稼働時間の比は、フルで動いているのに比べまして４.２ということで数字を入れさせていただいております。

　この（２）の①、②を踏まえまして、それぞれ安全側に数字を丸めまして、（２）の①不確定係数の比をおよそ１０、（２）の②の施設稼働時間の比をおよそ４と設定いたしまして、これらの積から４０を係数として設定したいと考えてございます。

　ここで、国の不確定係数の比が１４としましたけれども、国の不確定係数の考え方自体を変えるとか、それがおかしいというものではなくて、そもそもの想定環境濃度の性格と環境基準値・指針値の性格が違うというところも考慮しまして、そのままの環境基準値・指針値を適用しますと厳し過ぎて、事業者が守れずに基準値を超過すると、そういったケースも出てくるかなと思いますので、ここは排出規制を行うという性格に基づきまして、係数といたしましてこの４０という値が妥当なのではないかと考えているところでございます。

　上の丸の３つ目のところでございます。なお、これらの算定により求めた想定環境濃度は現行より大きく（緩く）なる物質につきましては、現行の値を作業すべきである。具体的には、先ほどの１２ページで説明しましたマンガン及びその化合物と水銀及びその化合物、これらの２つの物質につきましては現行の値を採用すべきと考えております。

　丸の４つ目です。なお、今後国において環境基準値・指針値の見直しがあれば、適宜見直しを検討する。また、測定方法の確立検討において見直しが必要な場合は適宜見直しを検討するとしております。

　１５ページでございます。

　これまで環境基準値・指針値が定められておりました１５物質について考え方をお示ししましたが、残りの１０物質につきましては、これらは指針値等が定められていないというものでございます。このうち、下線を引いております６物質につきましては優先取組物質でございますので、国は今後、順次指針値等を設定するという方針でございます。

　それを踏まえまして、矢印の下側でございます。これら１０物質については、府で独自に新たな想定環境濃度を算定せず、以下の方針で今後規制を行うべき。

　①現在濃度基準を採用している６物質、下の表でいきますとホルムアルデヒドから塩化水素までの６物質でございますが、これらは府内の有害物質排出抑制に一定の実績があることから、現行の想定環境濃度を用いた濃度基準を継続したいと思っています。

　なお、指針値等が新たに定められた際には、それらを基にした想定環境濃度の見直しを検討したいと思います。

　②現在設備構造基準を採用している２物質、下の表ですと六価クロム化合物と酸化エチレンの２物質でございますが、これらも今までの規制で府内の有害物質排出抑制に一定の実績がありますので、現行の規制を継続したいと思っております。

　③現行の規制対象外の２物質、クロム及び三価クロム化合物とトルエンでございますが、環境基準値・指針値が新たに定められた際には、それらを基にした濃度基準による規制の適用及び想定環境濃度の設定を検討し、それまでの間は排出基準の適用は猶予したいと思っております。

　以上を踏まえまして、１６ページでございます。

　規制対象物質の想定環境濃度案をこの表で示させていただいております。

　この表の①の列でございますが、これが環境基準値・指針値が定められているものを記載しておりまして、それに係数４０を掛けましたものが右側の②の列でございます。これと③の現行想定環境濃度との低い方を採用したのが④のところでございまして、このうち、基準の適用猶予が２物質、設備構造基準の物質が２物質という状況をお示ししております。

　以上が検討事項②の検討結果でございまして、１７ページからが検討事項③の検討内容でございます。

　１７ページの上の丸でございます。まず、Ｋ値の算定式は、想定環境濃度に３４.０を掛けたものということで現在規定してございます。

　この算定式に検討事項①、②を踏まえた規制内容とＫ値の見直し案をこの下の表にお示ししております。一番右の列が見直し後のＫ値ということで、こちらが条例の規則のほうに記されるというものでございます。

　１８ページでございます。

　このＫ値の見直し案によりまして、２つのパターンにおきまして排出基準値を算定した結果がどうかというのを検証したものがこの１８ページでございます。

　排出基準の算定式は、初めに申し上げましたとおり、このページの右上側にある式でございまして、これにパターン①といたしまして、排出口の高さが４０メートル、敷地境界３０メートルといった大規模な施設で、一般廃棄物焼却施設のようなものを想定し、パターン②につきましては、排出口の高さが２メートル、敷地境界３メートルといった住宅地の小規模工場を想定したというものでございます。

　その結果が下の表でございますが、パターン①につきましては、アクリロニトリル８７.２mg／㎥、以降数字が並んでいるという状況でございます。

　その横、パターン②につきましてはこのような値となっておりますが、これらの値がどうかということで比較する対象といたしまして、一番右側に緑色の表として参考としてお示ししておりますが、労働安全衛生法で定める管理濃度を参考に示しております。この管理濃度は、下に示してございますが、作業環境管理を進める上で有害物質に関する作業環境の状態を評価するための値というところでございまして、なお、この管理濃度が示されてないもののうち、米印で許容濃度、これは産業衛生学会が勧告する値というものを示している物質も幾つかございます。

　これらを比較しまして、パターン②とこの参考の管理濃度を比較したところ、数字としましてはパターン②が低いものが多いんですが、一部高く出ているところもありますが、オーダー的にも大体同じぐらいの水準であるということで、結果といたしましては、この係数及びＫ値というのが一定の妥当性があると考えているところでございます。

　１９ページ以降は参考資料ということになります。

　説明は以上でございます。

【近藤部会長】　　ありがとうございました。

　では、今の説明について御質問、御意見ございましたらよろしくお願いいたします。また挙手をしていただければと思います。よろしくお願いします。

　どなたかいらっしゃらないでしょうか。よろしいでしょうかね。

　では、ちょっと私から、私も既に説明も受けているのですけれど、ちょっと少し確認だけということで。

　スライド１４ページの４０という係数を乗じるということについては、これは従来の基準をある程度継承するということで、事業者さんへのそういう大きな負荷をあまりかけなくて、これによって健康は守られると、こういうような考え方ということで理解してよろしいですよね。

【事務局（池田（桂）総括主査）】　　はい、そうでございます。

【近藤部会長】　　ほか、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

　では、島先生、お願いいたします。

【島委員】　　島です。よろしくお願いします。

　１３ページに不確定係数で、想定環境濃度と環境基準値・指針値について示していただいています。環境基準値・指針値のほうは不確実係数という言い方ですが、それぞれの物質の有害性について評価を行う際に、その評価のベースになるデータがどういうものかということによって、不確定係数または不確実係数は設定されるわけで、ここに出ているとおり１２５から２,０００まで非常に広い範囲があるわけですよね。これを、その両者を平均してその比が１４というのがその次の１４枚目にあるんですけども、この中には動物実験のデータもあれば疫学のデータもある、また、疫学でも住民を対象にしたものもあれば労働環境のものもある。そういったことを様々考慮した上で不確定係数というのは設定されているわけですから、それを平均するという考え方はちょっと違和感があるんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

【事務局（池田（桂）総括主査）】　　お答えさせてもらいます。

　おっしゃるとおり、その平均値に特に意味があるものではなくて、この６１と８６６を比べて１４倍というこの数字自体がどうかというものではなくて、それぞれの物質ごとの状況で中央環境審議会にて検討されて、それぞれの物質における物性であったりデータであったりから不確定係数を出しているところかとは思いますので、その不確定係数自身がどうだというところは私どもも知見がなく、それがおかしいというものではないんですけれども、あくまでそれぞれの集団の規模の比較ということで、比較するための手段の１つとして平均値を取っておりますが、ちょっと説明の中でも申し上げましたとおり、その最大値として設定されているのが想定環境濃度が３００で環境基準値・指針値が３,０００というところも、１０倍というところも踏まえまして、またそれぞれの持つ値の、規制を目的としたものか維持することを目的とした値かというような性格も踏まえまして、係数としてこの観点では１０倍ぐらいが必要なのかなというところで、おっしゃるとおり平均すること自体には意味がないんですが、ちょっと集団の規模の比較というところで取ったというものでございます。

【島委員】　　ありがとうございます。もちろん性格は違いますからおっしゃるとおりだと思うんですけども。１４ページの下半分の※印の（２）から（３）ですよね。（２）の①で、不確定係数の比が１４と。そして、（３）では、それを安全側に丸めて１０にしたということだと思うんですけれども。その辺りの書きぶりというか、表現をもう少し分かりやすくなるように御検討いただければなと思いました。

　以上でございます。

【近藤部会長】　　ありがとうございます。

　どうでしょうか、事務局のほうで。

【事務局（池田（桂）総括主査）】　　この資料につきましては、次回の部会の中で報告書案としてまとめさせていただく予定をしておりますけれども、その中で表現等、先ほどの御意見を踏まえまして検討して修正していきたいと思いますので、また御確認いただければと思っております。よろしくお願いします。

【近藤部会長】　　そうですね。やっぱり少し４０のその経緯というのは難しいとは思うのですけれども、全体的にまとめていくという意味でこういう数字を使っているということで、確かに島先生がおっしゃるように、物質によって安定係数が数字が出ているのに一律にするというのは多少乱暴なところがあるかなと思うので、少し書きぶりを変えていただければと思いますので、またそれはよろしくお願いいたします。

【事務局（池田（桂）総括主査）】　　分かりました。

【近藤部会長】　　ほか、どうでしょうか。何かございませんでしょうか。よろしいですかね。

　そうしましたら、一応少しその係数についての説明の仕方についてはもう少し工夫していただくということにして、この資料を部会の見解にしたいと思います。

　そこの修正についてはまた、これは事務局と私のほうで調整させていただいてよろしいでしょうかね。

　委員の皆さん、よろしいでしょうか。私のほうで少し事務局のほうと相談させていただいて、そこの書きぶりを見させていただくという。よろしいでしょうか、了承いただくということで。

　そういう形にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

【事務局（池田（桂）総括主査）】　　すみません、近藤部会長にもまた御相談させていただきますけれども、また委員の皆さんには次回の部会で報告書案ということで、また御確認いただければと思います。

【近藤部会長】　　分かりました。じゃ、次回にまた御提示いただければと思います。ありがとうございます。

　では、続きまして、資料１－３について御説明をよろしくお願いいたします。

【事務局（池田（桂）総括主査）】　　引き続き御説明させていただきます。

　資料１－３の有害物質排出規制に係る検討について【対象施設】という資料でございます。

　２ページ目には、前々回の部会の論点整理で示した資料から抜粋しているところでございます。

　説明を省略させていただきまして、３ページからですけれども、こちら、現行の対象施設の一覧を掲載させていただいております。こちらも説明は省略させていただきます。

　６ページ目でございます。

　まず、施設の届出及び選定に係る基本的な考え方を以下のとおり整理させていただいております。

　まず、届出に係る基本的考え方といたしまして、法の有害物質規制ではばい煙中に有害物質の排出がなくても対象施設であれば届出を求めるという形でありますが、条例では「全ての規制対象施設の中から有害物質が理論上排出するおそれがある施設を原則規制対象とし届出を求める」という考え方でございまして、この考え方は引き続き継続していきたいと思っております。

　その下、選定に係る基本的考え方でございます。

　後ほど説明しますが、実態調査を行っておりまして、その結果から、物の燃焼等に伴い、新規追加物質の一定量を大気に排出する可能性のある施設、こちらを現行の規制対象施設に追加するという形で考えております。

　その下、２ポツ目、対象施設に係る業種（用途）でございますが、各種製造業を主としたいと思っておりますが、それに限らず、そのほか新規追加物質の一定量を大気に排出する可能性のある施設の設置割合が高い業種（用途）を選定したいと思っております。

　３ポツ目、現行の規制対象施設ですが、ほかの分野と同じく、過去一度も届出のない施設の除外を検討したり、また、物質の見直しにより届出の可能性がない施設の除外も検討したいと思っております。

　７ページ目でございます。

　まず、検討に当たりまして、その前段階といたしまして情報整理をしたものをお示しさせていただきます。

　１つ目が施設の実態調査についてということで、府内のＰＲＴＲ法の届出事業者に対しまして、新規追加物質の１０種類の排出施設の実態に係るアンケートを行いました。

　対象事業所は府内の１０８の事業所でございまして、対象物質の主な排出源等を調査させていただいております。

　その結果を簡単にまとめましたのが次のページ、８ページ目でございます。

　排出源として複数回答があった施設をピックアップさせていただいておりますが、例えば、１番目のアクリロニトリルですと化学工業の業種から反応施設等ということで回答があった、また、テトラクロロエチレンですと洗濯業のクリーニング施設と回答があったとまとめさせていただいておりまして、この結果からは、おおむね想定内の施設の回答があったというところでございます。

　次の９ページ目でございます。

　トルエンについて。前回の部会でも少し御議論ありましたけれども、トルエンにつきましては、塗料、接着剤、印刷インキ中に使用されておりまして、シンナーやガソリンに含有しているということで、府域、全国とも排出量がＰＲＴＲ法の対象物質で最も多い物質となっております。

　その状況につきまして、次のページ、１０ページで少しまとめておりますけれども、ここで、塗料、接着剤、印刷インキ、ガソリンの４つに分けてまとめております。

　まず、塗料と接着剤ですが、そのうちトルエン含有製品の出荷割合は、塗料で４３％、接着剤で１９％ということで差がありますが、いずれも多い状況でありまして、また、その横、排出されるＶＯＣガス中のトルエンの量とその割合でございますが、塗料でおよそ２万５,０００トン、接着剤で５,６００トンということで、それぞれ割合も５０％を超えるというところでございますので、矢印の下側でございます。これら２つは、トルエン排出量は比較的多く、製造業を中心に多くの事業所でトルエン含有製品の取扱いがあると考えられます。

　上の表の３つ目の印刷インキでございます。含有製品の出荷割合は４２％ということで、塗料等と同じぐらいと思いますが、その横のトルエンの量とその割合ですが、量でいきますと２,５００トン、割合でいいますと７.５％と、上の２つに比べて少し少ないという状況でございますが、備考欄に書いておりますトルエンが含有している印刷インキはグラビア印刷用インキのみで、そのグラビア印刷の府域の事業者数は、経済産業省の工業統計調査によりますと、令和元年度で２２事業所でございますので、矢印の下側の丸の２つ目でございますが、印刷インキはトルエン排出量は塗料・接着剤よりは少ないがガソリンよりも多い状況で、取扱いの事業所数は限定されているという状況でございます。

　最後、ガソリンでございますが、出荷割合は１００％ということで、全てのガソリンに入っているということで整理しておりますが、トルエンの量と割合は１,５００トンということで、上の３つに比べて少ない状況ですが、特にその割合は１.２％ということで、低い状況でございます。

　そこで、矢印の下側でございます。取扱い事業所は多いですが、トルエン排出量はその含有割合が少ないことから、ほかに比べまして少ないという状況をお示しさせていただいています。

　続きまして、１１ページでございます。

　検討に当たっての情報整理の３番目、条例のＶＯＣ規制といたしまして、その届出施設と規模要件をまとめておりますが、その表の上側の丸のところです。規制対象物質のうち、ＶＯＣについては現行の条例ＶＯＣ排出規制が一定の排出抑制に寄与してきたと考えられることから、施設の選定や規模要件の検討に当たっては条例ＶＯＣ排出規制の内容を参考にするということをお示しさせていただいております。

　続きまして、１２ページでございます。

　④濃度測定ということで、排出濃度規制を適用する物質につきましては、濃度測定の義務が課せられることから、排出口が設けられ一定量の排ガスが排出されるなどといった濃度測定が可能な施設であることが前提となると考えております。

　以上を踏まえまして、１３ページでございます。

　対象施設の見直しに係る検討事項といたしまして、５つ挙げさせていただいております。

　①、新規追加物質を一定量排出する可能性のある施設。これは実態調査の結果からどのような施設が考えられるか、②としましては、追加すべき施設についてはどう選定するか、③は、追加対象外とする施設についてどう考えるか、④は、現行の規制対象施設で見直すべき施設はどう考えるか、⑤はその他という５つに分けて検討しております。

　１４ページでございます。

　検討事項の１つ目、新規追加物質を一定量排出する可能性のある施設を検討したところでございます。

　この表では、それぞれの物質に主な用途等も書きながらＰＲＴＲ法の大気排出量も示しておりますが、先ほどの実態調査から一定量の排出が想定される施設を一番右の列に書いているところでございますが、この表の上側の丸のところでございます。実態調査等より、新規対象物質を一定量排出する可能性のある施設は、反応施設・混合施設などの各種製品製造施設、そして、貯蔵施設、洗浄施設、乾燥施設、ドライクリーニング施設、塗装施設、印刷施設、電気炉、めっき施設など挙げさせていただいております。

　これらの施設のうち、現行規制対象施設もあるんですが、規制対象となっていないものにつきまして次のところで検討しておりますが、１５ページでございます。

　検討事項②で追加すべき施設についてということで、検討事項①の結果を踏まえまして、現行条例対象外である以下の３つの施設を新たに規制対象施設に追加すると。

　１つ目は洗浄施設でございます。化学工業製品の製造の用に供するものや金属製品の製造の用に供するもので、表面の不純物等を洗浄するという目的の施設でございますが、これにつきましては、規模要件といたしまして液面の面積が０.５㎡以上ということで挙げております。この規模要件につきましては、現行の条例のＶＯＣ規制の規模要件をそのまま適用したいと考えております。

　②クリーニング施設及び乾燥施設ですけれども、こちら、洗濯業に係るドライクリーニングの用に供する施設を対象にしたいと考えております。規模要件につきましても、同じく現行ＶＯＣ規制の規模を適用したいと考えております。

　最後、③は吹付塗装施設でございます。物の製造に係る塗装の用に供する吹付塗装施設を対象に検討しておりまして、規模要件としましては、同じく現行条例ＶＯＣ規制の排風機能力１００㎥／m以上というものを検討しております。

　１６ページでございます。

　それぞれの施設について簡単に図や概要を示したものでございます。

　まず、この１６ページにつきましては洗浄施設の説明でございますが、金属製品等の洗浄を行う施設ということで、洗浄槽へ浸漬する方法とかシャワーにより洗浄する方法などがございますが、下線部のところ、溶剤といたしましては、塩化メチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンといったものが多く使われてございますので、新規追加物質の一定量を大気に排出する可能性がある施設であると考えております。

　この洗浄施設につきましては、法の指定物質や法や条例のＶＯＣの規制の対象施設でありまして、規模要件はそれらで採用しております液面の面積を採用したいと思っておりまして、その規模は、対象施設の捕捉が容易であり、一定量のＶＯＣ、有害物質が排出される施設ということで、現行条例VＶＯＣ規制の液面面積０.５㎡というものを採用したいと思っております。

　対象施設数につきましては、現行のＶＯＣの届出施設が１１３ございますので、これらのうちから対象の有害物質を排出するものというものが届出対象になるだろうと考えてございます。

　続きまして、１７ページでございます。

　②ドライクリーニングの用に供するクリーニング施設及び乾燥施設でございますが、こちら、石油系の溶剤やテトラクロロエチレンの有機溶剤を使って洗濯を行う施設がドライクリーニングということになりますが、下線部のところです。洗浄剤としてテトラクロロエチレンが一部使われていることから、新規追加物質の一定量を大気に排出する可能性がある施設と考えております。

　こちらも法の指定物質や条例のＶＯＣの対象施設でございますので、それらで採用している洗濯能力を規模要件として採用したいと思っています。その規模につきましては、現行の条例ＶＯＣの規模と同じく、１回の洗濯能力の合計が３０キログラム以上の事業場に設置されている全てのクリーニング施設及び乾燥施設と考えております。

　対象施設数は現行条例では２５８ということで、そのうちテトラクロロエチレンを使用しているものということになりますが、この米印で書いております厚生労働省の調査では全国ではおよそ８％程度ということで、同様の割合の施設が届出されると考えてございます。

　１８ページでございます。

　③吹付塗装施設でございますけれども、こちら、塗装施設のうち吹付式のものということになりますけれども、下線部のところですが、溶剤や希釈用シンナーにトルエンが多く使われているということで、新規追加物質の一定量を大気に排出する可能性がある施設と考えております。

　こちら、法・条例ＶＯＣの対象施設でありまして、規模要件も排風機能力を法・条例のＶＯＣで採用しているところでございます。現行条例のＶＯＣの規模要件である１００㎥／hというものを採用したいと思っております。

　対象施設は府内で３６９あるので、このうちのいくつかが届出されると考えております。

　続きまして、１９ページでございます。

　検討事項の３番目で、追加対象外とする施設でございます。

　５つ検討しまして、対象外としたいと整理しておりますが、１つ目は貯蔵施設でございます。トルエン等の物質を貯蔵する施設ということで、条例ＶＯＣの規定対象施設ではございますが、右側の理由の下線部のところでございますが、ほとんどの場合排出口が設けられておらず、濃度測定は困難と思っております。また、大気中への恒常的な放出は、事業者により対策を講じているケースが多いと思っております。

　その下、燃料小売業、ガソリンスタンドの地下タンクでございますが、こちらにつきましては、対象外とする理由は右側の下線部のところです。ガソリン中のトルエンの割合は多くても１％と低く、ＰＲＴＲ法の届出状況においては、届出に比べ大気排出量は少ないと思っております。また、これまで条例でのＶＯＣ規制をやっておりましたが、蒸気回収装置（ベーパーリターン）が一定普及している状況かと考えております。また、常時排ガスが排出されているわけではありませんので、濃度測定が困難かと考えております。

　その下、ガソリンの出荷側の施設でございますが、こちらにつきましても、上と同じ理由で対象外と整理したいと思います。

　また、水道水中の浄化処理設備につきましても、クロロホルムなど排出可能性があると考えておりますが、こちら、水道法により基準が定められていること、また、処理装置の設置や濃度測定が困難と考えております。

　また、最後、工事・建設作業に伴いまして塗料や剥離剤から出てくるような有害物質につきましては、工事・建設作業は粉じん規制のところで御議論いただきましたが、排出が一時的かつ局所的なものであるということから、規制対象としないでどうかと考えております。

　続きまして、２０ページでございます。

　検討事項の④でございます。

　現行の規制対象施設で見直すべき施設でございますが、新規追加物質の排出可能性がある主な施設は以下のとおりということで、６施設を挙げさせていただいております。乾燥・焼付施設から電気炉、電気めっき施設等と挙げておりますが、矢印の下側でございます。

　１つ目の丸ですが、まず、乾燥・焼付施設のうち、塗装または接着用途の場合ですけれども、情報整理のところで申し上げましたが、塗料及び接着剤の出荷量などからトルエンの排出施設はかなりの数に上ると考えてございます。現在、乾燥・焼付施設の規模要件というのは設定はない状況でございます。全てを規制対象としておりますが、効果的・効率的な規制の観点から、塗装または接着の用に供する施設につきましては、現行条例のＶＯＣ規制の規模要件と同様、トルエンの排出に限り、規模要件を排風機能力の１０㎥／h以上とするのが妥当と考えております。

　その下の丸でございます。一方、出版、印刷またはこれら関連品の製造の用に供するもののうち、一番上の乾燥・焼付施設とその下の印刷施設、これらにつきましても、いずれも規模要件の設定というのは現在ない状況でございます。ただ、トルエンが排出される施設につきましてはグラビア印刷のみということで、そのグラビア印刷施設の数は限定的ということでありますので、これら施設については規模要件の変更等見直しは行わないと考えております。

　最後、その他の施設につきましても、新規追加物質に係る新たな届出数は限定的と考えられますので、規模要件の変更等見直しは行わないでどうかと考えております。

　続きまして、２１ページです。

　現行規制対象施設で見直すべき施設の残りでございますが、まず、過去一度も届出のない施設ですが、繊維製品の混合施設など３０種類の施設がございます。これらにつきましては、いずれもほかのカテゴリーでは届出があるなど、施設自体は国内に存在しておりますので、矢印の下側です。新たに届出がされる可能性はあると考えておりますので、また、その他の特段見直すべき施設もないと考えていますので、これらにつきましては、引き続き規制対象施設としたいと思っております。

　その下の丸でございます。廃棄物焼却炉に係る届出でございます。廃棄物焼却炉につきましては、現行の規制におきましては、指定有害物質の６種類のほか、カドミウム、水銀、銅、鉛の１０物質につきましては、排出実態がなくても排出するおそれがあるとしまして、届出指導を行っているという状況でございます。

　特にこれらのうちクロロエチレンや酸化エチレンといった揮発性有機化合物（ＶＯＣ）につきましては、焼却炉内の８００度の温度で分解処理されるということもありますので、矢印の下側でございます。廃棄物焼却炉につきましては、見直し後の規制対象物質のうち、ＶＯＣは炉内で分解処理され理論的に排出されるおそれがないことから、今後は対象外として明確に位置づけるべきとしています。具体的にＶＯＣに該当する物質は下の表のとおりでございます。

　続きまして、２２ページでございます。

　その他の検討事項というところで、まず、１つ目の丸でございます。排出基準の適用が猶予される物質についてということで、資料１－２でお示ししましたトルエンとクロム及び三価クロム化合物、これらにつきましては規制対象物質にはしますが、排出基準の適用は猶予することが妥当ということで示させていただきましたが、届出義務につきましては、以下の理由から猶予期間は設けない、この猶予期間は届出のみを義務づけるということとしたいと考えております。

　１つ目の理由は、現行の条例ＶＯＣ規制の届出対象施設である場合、猶予期間にも届出義務を課すことで処理施設の稼働を継続させることができ、猶予期間終了時の指導が円滑に行える。２つ目は、規制対象であることを事業者に認識してもらうことで、猶予期間中の事業者の意識向上につながると考えております。

　丸の２つ目でございます。そのほかの新規追加物質の排出施設などの猶予期間でございますが、排出濃度基準の遵守のための処理施設の設置や測定方法の確立等に係る期間といたしまして、排出基準の適用に十分な猶予期間を設けることを検討するべきというふうに記載させていただいています。

　２３ページ以降がこれらを踏まえました対象施設の見直し案ということで、赤文字のところが見直し部分というところでございます。

　例えばこの２３ページでいいますと、１項の繊維製品の製造の乾燥・焼付施設のところに米印、その下の２項と４項のとこにも米印をつけておりますが、欄外のところに、米印の施設については、塗装又は接着の用に供する施設のうち排風機能力が１０㎥／h未満のものはトルエンの規制対象外とする。この表現となるかどうかは決定ではありませんが、このような見直しを考えてございます。

　２４ページのところです。

　４項の化学製品のところは洗浄施設を追加、そして、５項のプラスチック製品の乾燥・焼付施設と７項の乾燥・焼付施設に米印をつけて、トルエンの規制について記載させていただいております。

　２５ページにつきましては、８項の金属製品のところで、乾燥・焼付施設の米印と洗浄施設を追加しています。９項のその他の製品製造の乾燥・焼付施設に米印を追加し、また、１０項のところで廃棄物焼却炉について米印を２つつけ、欄外にＶＯＣを規定対象外とする旨記載し、１３項にドライクリーニング施設を追加し、１４項に吹付塗装施設の追加ということを記載させていただいております。

　２６ページ以降は参考資料でございます。

　説明は以上でございます。

【近藤部会長】　　ありがとうございました。

　では、今の説明について御質問、御意見ございましたらよろしくお願いいたします。どなたかいらっしゃらないでしょうか。

　水谷先生、お願いいたします。

【水谷委員】　　ありがとうございました。ちょっと聞き漏らしたのかもしれませんが、背景の情報で１０枚目のスライドで、上の表でトルエン含有製品の出荷割合という数字が出ています。ここの意味合いを確認させていただきたいのですが，塗料として世の中に出荷されているもののうちの４３％にはトルエンが含有されているという、そういう意味だったでしょうか。

【事務局（池田（桂）総括主査）】　　お答えさせてもらいます。

　基本的にはそのとおりでございまして、この数字の出典でございますが、後ろのほうの２８ページ以降に少し参考資料で示させていただいておりますが、例えば塗料に関しましては、２８ページを御覧いただきまして、左側の円グラフのところで。トルエンが含まれているのがこのラッカーと溶剤系というところで、経済産業省のＰＲＴＲの届出外の排出量の集計結果というところから持ってきておりますけれども、これらについてはトルエンが含まれた製品だというところで、４３％という考えでお示しさせていただいております。

【水谷委員】　　分かりました。ありがとうございました。

【近藤部会長】　　よろしいでしょうか。ほか、どうでしょうか。

　加島さん、お願いいたします。

【大阪市（加島課長）】　　大阪市の加島です。１つ教えていただきたいのですが、資料１－３のP21の１つ目の丸のところで、過去に届出が一度もない施設が、３０施設あると記載され、この施設については引き続き届出対象施設にするとあります。今回、有害物質につきましては、資料１－１のところでも水谷委員から質問があったと思いますが、この検討会において、９物質が対象外となり新たに11物質が追加されるということを検討していただいております。また、この排出施設に係る検討資料においても、追加された物質や対象外となった物質に係る排出施設についての検討をしていただいております。資料１－３のP23～P25に見直し案の施設一覧があります。今回、追加する有害物質を排出する施設を追加することは分かりますが、これまで条例に基づく届出がない施設や対象外となる有害物質の排出施設も引き続き継続していく旨が記載されています。対象とする物質が変われば、その対象となる排出施設の種類も変更があってもいいと思いますが、今回の検討資料では、現行の施設が減るという考え方はないという理解になるのでしょうか。その点を教えていただきたいと思います。

【事務局（池田（桂）総括主査）】　　お答えさせていただきます。

　具体的には、この資料でいきますと、３ページ、４ページ、５ページの対象施設の一覧のところの施設数のところにアスタリスクがついている施設の３０種類が過去一度も届出のない施設と市町村へのアンケート結果からまとめているところでございます。おっしゃるとおりに、その物質の見直しによりこれらの届出の可能性がさらに低くなったり、ほかの届出があった施設の中でも今後可能性が減るものというのはあろうかなと確かに思いますけれども、ほかの分野、粉じんであったりばいじんであったりともちょっと同じ整理と考えておるんですけれども、施設自体が存在して、今後、府内でそれらの物質が排出されるおそれのある施設として届出のある可能性がある施設につきましては、除外するというのは考えておらず、基本的には、現行の水準というのは継続して、緩和することなく引き続きやっていきたいと思っておりますので、それらの施設についても届出の今後可能性があるものにつきましては、引き続き対象施設に位置づけていきたいと考えてございます。

【近藤部会長】　　よろしいですか、今の説明で。

【大阪市（加島課長）】　　ありがとうございます。

【近藤部会長】　　ほか、どうでしょうか。ほかはよろしいでしょうかね。どなたか、いらっしゃらないですかね。

　２５ページでまとめられていて、赤色のところが新たに加わる施設になるわけですよね。クリーニング施設であったり乾燥施設であったり吹付塗装。これがどれぐらいの数に当たるかと書かれていたと思うのですが、大体の届出数というのを大体イメージとして分かっているのでしたら少し教えていただけないでしょうか。

【事務局（池田（桂）総括主査）】　　追加を考えております３施設につきましては、いずれも現行の条例のＶＯＣの対象施設の規模要件等をそのまま適用しようかなと思っておりますので、それらの施設数というのは分かっておりますので、資料でいきますと、１６、１７、１８ページにも少し書いてございますし、また、１１ページのところでも書いているところです。これのうち有害物質を排出する施設ということで、これの内数になるのかなという状況でございます。

　ただ、これ以外につきまして、現行の既存の施設につきまして、物質の見直しによって新たに届出対象となるような施設もあろうかと思いますが、この辺りにつきましては、ちょっとまだ施設数のどれぐらいになるかというボリュームは正直つかめてないところでございますが、新規の対象施設の３つにつきましては、一定数把握してございます。

　以上です。

【近藤部会長】　　そこら辺は事業者さんに通知というのはどうなるのですか。これはこういうのができてから初めて事業者さんは分かるということですか。

【事務局（池田（桂）総括主査）】　　そうですね。また答申いただきまして、その条例等規定整備した後に周知をさせていただきまして、現行の規制対象の事業所でありましたら、通常の立入検査の中でも指導をしていきまして、届出指導というのをやっていって漏れのないようにしていきたいと思っております。

【近藤部会長】　　分かりました。

　ほか、どうでしょうか。よろしいでしょうか、御意見。

　では、ちょっともう御意見がもうこれ以上ないようですので、一応中身的、内容的にはこの見直しの方向性についてこの案のとおりで部会の見解にしたいと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

　特段反対意見がないということと思いますので、部会の見解としたいと思います。ありがとうございました。

　では、これで①が終わりまして、次に、議題１の②の部会報告素案について、事務局から御説明をお願いいたします。よろしくお願いします。

【事務局（池田（俊）総括主査）】　　よろしくお願いします。環境保全課の池田でございます。

　それでは、資料２のほうにつきまして御説明させていただきます。

　１ページを御覧いただきたいと思います。

　部会報告の素案につきましては、こちら、昨年度、大気分野につきまして、石綿規制につきましては第一次報告として昨年度取りまとめいただきましたので、今回の報告の素案につきましては、第二次報告という形とさせていただいております。これまでに御審議いただいた結果を基に報告の内容にさせていただいたものでございまして、何か追加で新たな論点があるというわけではございませんけれども、今回素案としてお示しさせていただきまして、取りまとめ方でございますとか、構成などにつきまして御意見等いただければと考えております。

　まず、１ページ目のほうには、構成案という形で項目をお示ししております。項目としましては、目次、はじめに、あとは、第１のところでは条例における分野と検討の進め方、第２のところで各分野における検討の結果について、その後におわりにとし、最後に参考資料をおつけするといった構成を考えております。

　参考資料につきましては、今回資料には掲載しておりませんけれども、次回、部会報告の際にはおつけさせていただく予定でございます。

　第２の各分野における検討結果のところで、ローマ数字Ⅰから始まりまして、Ⅳだけ無いかと思うんですけれども、こちらは水質分野でございまして、現在、水質部会のほうで並行して御審議いただいているところでございます。お取りまとめいただいた暁には、次回の環境審議会でそれぞれの部会から御報告いただいて、最終的には水質部会を含めた１つの答申としていただくといったことを想定してございます。

　そうしましたら、２ページ目の「はじめに」のところなんですけども、こちらはこれまでの検討の経緯をまとめさせていただいているものでございます。

　３ページを続けていただきますと、第１ということで、こちらは生活環境保全条例における分野と検討の考え方について整理をさせていただいております。

　ローマ数字のⅠのところは、こちらは本条例におきましてこれまでに関係法令の改正に対応して見直しを行ってきた経過を表１で年表としてまとめさせていただいているものでございます。

　続けて表２のところは、現在の条例で規制等を行っている分野と主な制度につきまして、整理をさせていただいているものでございます。

　ローマ数字のⅡのところですが、すいません、４ページのところですけども、こちらはこれまでの検討の経過を簡単にまとめさせていただいているものでございます。

　５ページ以降が第２ということで、各分野における検討結果ということでまとめておりまして、この後、各担当者から御説明のほうをさせていただきたいと思います。

　私の説明は以上でございます。

【近藤部会長】　　ありがとうございました。

　これ以降、分野ごとに説明いただけるのですけれども、今御説明いただいた構成案等について何かに御質問等ございましたらお受けいたしますが。順次各分野で説明していく中で、また少し構成等について質問がありましたらそのときでも結構なので、各分野の説明のほうに進めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

　では、順番にこの分野ごとの御説明をよろしくお願いいたします。

【事務局（池田（桂）総括主査）】　　事業所指導課の大気指導グループでございます。私のほうからは、５ページからの１番の大気分野のアスベスト規制を除くのところと、あと、そのまま続けて悪臭分野、３番の悪臭のところにつきましても御説明させていただきたいと思います。

　まずは５ページを開いていただけますでしょうか。

　大気分野、アスベスト規制を除くというところでございますが、まず１番目、府内における法及び条例による規制の枠組みというところで、ここにつきましては、一番最初の令和元年度の第１回の部会のところでお示しした資料から主に抜粋をしているところでございます。

　表のⅠ－１では法及び条例の規制の概要、６ページのところからは、それぞれ分野ごとにばいじん規制、有害物質規制、そして、７ページにＶＯＣ規制、粉じん規制と、それぞれの規制の概要を掲載させていただいております。細かい説明は省略させていただきます。

　８ページのところでございます。

　４行目のところに、２番目、府内における環境の状況というところで、表のⅠ－７につきましては、府内の大気環境に関する環境基準の達成状況を示させていただいております。

　こちら、第１回の部会の資料にも掲載させていただいているんですけれども、今回、数字を更新できるところにつきましては更新しているというところで、令和２年度の数字を掲載させていただいているところでございます。光化学オキシダントにつきましては、依然ゼロという状況でございます。

　９ページからは、大気に関する環境等の状況のグラフ等を掲載させていただいているところです。図のⅠ－２の大阪府内における各物質の大気環境状況の推移や、１０ページの図のⅠ－４の非メタン炭化水素の大気環境濃度の推移など、それぞれ関係するグラフを掲載させていただいているところです。

　１１ページでございます。

　表のⅠ－９には苦情件数の推移を掲載させていただいております。

　その下、３番のところには、施行状況についてということで、表のⅠ－１０には届出事業者数をまとめておりまして、１２ページからは、それぞれ条例に基づく施設の届出状況をまとめております。

　なお、表のⅠ－１２の有害物質の施設につきましては、有害物質の延べ数の数字を掲載しているところでございます。

　これが表のⅠ－１８まで続きまして、１６ページの１行目のところでございます。ここから４番目としまして、現行制度の効果と課題というところでございます。

　こちら、分野別で御審議いただいたところもありますので、分野別にそれぞれ記載しておりますが、書いている効果と課題のところにつきましては、それぞれ御議論いただいたときの資料からまとめて掲載しているところでございます。

　１６ページがばいじん規制で１７ページが有害物質、そしてＶＯＣ規制、１８ページの真ん中に粉じん規制というところで、説明のほうは省略させていただきます。

　１９ページの真ん中、１７行目、こちら、５番目、論点についてというところで、それぞれの分野ごとに３つから４つの論点を整理しているところでございます。

　この論点は、次のところで御説明させていただきますが、２１ページの３３行目、６番、今後のあり方についてというところを御覧いただければと思います。

　まず、ばいじん規制としまして、１つ目の論点で、現在の規制手法及び規制の方向性についてというところでございますが、ばいじん規制は継続すべきであることと、あと、２２ページの６行目のところでございます。府公告に基づく測定義務の軽減及び免除規定の積極的な運用が事業者の施設の適正管理等の自主的取組の促進につながるものであると記載させていただいております。

　１１行目、論点の２つ目は、対象施設の見直しの必要性についてということで、過去に一度も届出の実績がない施設がありますが、引き続き規制対象と位置づけるべきと書いております。

　１９行目、③が燃料の種類による施設の見直しについてということで、電気やガスといった燃料由来のばいじん発生量が少ないものにつきましても、原料由来のばいじん排出量が一定量あることから、引き続き規制対象とするべきと。

　２７行目からが有害物質規制でございます。

　１つ目の論点が、今後の有害物質規制の方向性についてということで、１パラグラフ目のところですが、現在各有害物質の環境濃度は大気環境上問題となる状況にはありませんが、大気環境への排出の未然防止の観点から対策を実施していくべきであるということ。そして、次のパラグラフですが、規制的手法と管理的手法の両輪で対策を実施していくべきであると書いております。

　２３ページでございます。

　有害物質の論点の２つ目は、排出規制の対象物の選定についてというところでございますが、１３行目のところです。条例の規制対象物質は優先取組物質と整合を図るべきということと、あとは、その次のパラグラフの１８行目から、選定に当たって、①の有害性が高いかどうか、②曝露量が多いかどうか、③他制度による規制との関係、④工場・事業場に規制をかける効果があるかどうか、この４つの観点から選定することを基本的考えとするべきということで、３０行目、上記判断基準に基づきまして、次の２５物質を規制対象物質とするべきと記載しております。

　２４ページでございます。

　規制対象外とした物質の名前と理由を記載しております。２６行目の③の排出規制の規制手法のところと２９行目の④の対象施設につきましては、今回の審議結果を踏まえて記載とさせていただいておりますので、次回の部会でお示しさせていただきたいと思います。

　その下、（３）ＶＯＣ規制でございます。

　論点の１つ目は、排出削減対策の必要性とその方向性についてということで、１パラグラフ目のところは、府域の光化学オキシダントの環境濃度は改善されているとは言えないということから、今後も引き続き固定発生源からのＶＯＣ排出量の削減対策を推進する必要があると。

　２５ページでございます。

　５行目のところですが、これまでＶＯＣ総量として規制していたところですが、今後は光化学オキシダント生成能に着目した排出源や排出状況に応じた有効な対策などといったより効果的な対策を実施していくべきであると記載しています。

　１３行目からが２つ目の論点でございます。排出規制及び管理的手法のあり方について。

　１つ目のパラグラフは、設備構造基準を主とした条例の届出施設規制につきましては、その効果が大気環境濃度改善への寄与割合が小さく、因果関係が明確とは言えない現状においては、引き続き運用するには過大な管理コストがかかり、得られる費用対効果が薄いものと考えられるということ、３１行目のところ、効果的・効率的にＶＯＣ排出削減対策を推進していくためには、引き続きＶＯＣ総量を管理制度の府独自指定物質に位置づけ、そして、管理的手法による対策を中心に推進していくべきであるということ、そして、３５行目の現行条例に基づく排出規制につきましては、新たなその効果的な対策の方向性が国において定まった段階で新たな排出規制のあり方を検討することとし、２６ページ目でございます。それまでの間の排出規制は、排出量が一定規模以上の施設を対象としている法制度のみに基づき実施し、条例制度は一旦廃止することが適当であると書かせていただいております。

　６行目からは、その他といたしまして、家庭における日用品からのＶＯＣ排出量の削減にも積極的に取り組むことを書いております。

　１７行目からは粉じん規制でございます。

　１つ目の論点が粉じん規制全体の考え方でございますが、まず、固定発生源からの粉じん規制は継続すべきであるということ、また、次のパラグラフで、条例で特定粉じんとしてアスベスト以外の有害粉じんを規制しているのは都道府県で大阪府のみであること、また、法や条例との重複等も踏まえまして、一般粉じん規制と特定粉じん規制を統合し、粉じん規制として一本化するべきであると書いています。

　規制の対象施設及び規模要件につきましては、３３行目以降、（ａ）、（ｂ）、（ｃ）、（ｄ）とまとめておりますが、具体的には２７ページの真ん中、図Ⅰ－７のところでございます。（ａ）のエリアにつきましては規制対象を継続、（ｂ）の条例特定粉じんと法が重複するところは規制対象外、（ｃ）の条例の特定粉じんと条例の一般粉じん規制が重複するところは規制対象、（ｄ）のエリアにつきましては汚染土壌処理施設と蛍光灯リサイクル施設に限定し規制対象とするという方向性を書いてございます。

　８行目②でございます。対象施設の見直しの論点につきましては、過去に一度も届出実績がない施設につきましては引き続き規制対象とすること。あとは、工事・建設作業に伴う粉じんについては、引き続き規制以外の手法で対策を取るべきであると記載しています。

　１６行目からの③の施設の規模要件の見直しにつきましては、２８ページの３行目ですが、法と同じ規模要件の種類を採用すべきであり、現行の規模要件である輸送能力３０t／hに回答するベルト幅４０cm、バケットの内容積０.０１㎥とすることが妥当であるという形で記載させていただいております。

　大気分野につきましては以上でございますが、引き続きまして、５４ページのⅢ、悪臭分野のところも続けて御説明させていただきます。５４ページでございます。

　こちらは令和元年度の第１回部会のときに御説明させていただきまして、今後のあり方についてのところまで御審議いただいたところでございますが、当時の議論から時間が空いているところでございますので、内容を含めて御説明します。

　まず、表のⅢ－１でございます。法及び条例による規制の概要といたしまして、まず、事業活動に伴う悪臭への規制、こちらは悪臭防止法で規定がされておりますが、こちらは生環条例では規制はないというものでございます。

　一方、その表の下側、燃焼行為の規制でございます。悪臭防止法では野外焼却行為の禁止規定がございますが、条例のほうでは、こちらは対象物質などを追加したりということで、屋外燃焼行為の禁止というものの規定がございます。

　なお、米印の２のところに書いてございますが、廃棄物の屋外の焼却行為につきましては廃棄物処理法で規制しているところでありまして、悪臭防止法及び条例では、廃棄物か有価物かに関わらず全て規制対象ということになってございます。

　（２）の規制権限移譲の状況ですが、悪臭防止法につきましては全市町村が権限を持っているという状況でございます。

　５５ページのところでございます。

　表のⅢ－３に悪臭に係る苦情件数の推移を掲載しておりますが、件数といたしましては多少の増減はありますけれども、多い状況が継続されているという状況でございます。

　その下の円グラフでございますが、苦情の主な発生原因とその割合ということで、屋外燃焼行為が７.３％という状況でございまして、これにつきましては、各年度におきましても多少の増減はありますけれども、同じ程度の割合がずっと続いているというものでございます。

　４行目の３番、現行制度の課題についてでございます。

　悪臭苦情については発生原因が多岐にわたっており、悪臭防止法に基づきまして、市町村が地域の実情に合わせて必要な規制を設けた上で実施しているところでございます。

　また、条例に規定されている屋外燃焼行為規制につきましては、現在においても一定数の苦情があり、廃棄物処理法による規制と併せて対応しているという状況でございまして、４番、今後のあり方については、屋外燃焼行為の悪臭苦情等の実態を踏まえ、現行制度を継続することが適当と考えられるとまとめてございます。

　説明は以上でございます。

【近藤部会長】　　ありがとうございました。

　そうしましたら、２つ説明があったのですが、どちらでも結構ですので、御質問、御意見ございましたらよろしくお願いいたします。どうでしょうか。どなたかいらっしゃらないでしょうか。

　構成等についてでも結構ですが、というか、構成等についてなんですが、何か。よろしいですかね、こういうまとめ方で。

　では、特段御意見がないようですので、では、本日御説明いただいたこの素案を基に事務局のほうで部会の報告集を作成していただくようにお願いいたします。よろしくお願いいたします。

　では、続きまして、Ⅱの自動車関係分野について、また事務局のほうから御説明をよろしくお願いいたします。

【事務局（北川総括）】　　事務局の北川です。私から自動車環境分野につきまして、流入車規制のあり方に関する報告書案の御説明をさせていただきます。

　資料の２９ページから５３ページまでがその内容となっております。

　全体の構成につきましては大きく５つの構成となっていまして、前半の１番から３番までが現状としまして、これまでの取組とか目標達成状況に関するものを記載しております。それから、後半の４番と５番が論点やあり方に関するものという形で編集をさせていただいております。

　具体的には、まず、２９ページのところですけれども、１番としまして規制の枠組み、法律と条例の記載が最初にあります。

　それから、その下の大きな２番のところで、自動車ＮＯｘ・ＰＭ総量削減計画の進捗状況という項目の中で、自動車に関する目標であったり、これまでの取組状況、その成果などについて記載をさせていただいております。

　目標につきましては、２９ページの下のほうに令和２年度までに対策地域全体で大気環境基準を達成するという濃度に関するものと、もう１つは、３０ページの頭のところですけれども、排出量の目標ということで、ＮＯｘについては平成２１年度と比べて約４割、ＰＭのほうは約３割を削減すると、こういった目標を掲げておりまして、その達成に向けて、そこに挙げていますような７つの対策についての取組とその成果指標などについて、３３ページまでにかけてずらずらっと記載をしてお示しさせていただいております。

　例えば３１ページの上の図のところでは、単体規制や車種規制による新車代替が着実に進んでいるような状況であったりとか、次の３２ページのグラフには、エコカーの普及が進んでいる状況などについてお示しをさせていただいております。

　それから、３４ページから３６ページにかけましては、目標の達成状況という部分になりまして、ＮＯ２やＳＰＭの環境基準の達成状況であったり、測定局の濃度の推移であったり、あるいはＮＯｘ・ＰＭの排出量の推移などを記載しております。いずれも達成もしくは着実な改善が見られているものでございます。

　それから、３７ページには、測定のない地点での把握としまして、重点的に実施している３つの交差点で行った簡易測定の結果を載せております。

　それから、次の３８ページからですけれども、大きな３番としまして、流入車規制の施行状況について取りまとめております。

　流入車規制の非適合率が改善している状況については、そこの３８ページの表のところで、府県ナンバー別の詳細な情報をお示しさせてもらったり、また、３９ページには、非適合車による排出量の改善状況のグラフであったりと、その次の４０ページには、府の立入検査の結果ということで、近年、非適合車の発見率が非常に小さいものとなっているような状況が分かる表などを載せさせていただいております。

　以上が現状の部分となります。

　次の４１ページのところから大きな４番ということで、論点に関するものとなります。

　論点につきましては、３つの論点について４１ページから５２ページまでのところで、これまでの部会資料とほぼ同じ構成の形で編集をさせていただいております。

　４１ページの論点１つ目のところですけれども、ＮＯ２ゾーン内の測定局のさらなる改善への影響についてということで、これですけども、前段の４１から４２ページのところで、三重県のデータを用いて流入車規制を廃止した場合の影響を試算するなどしております。

　検討結果としましては、飛びまして４４ページの下の表のところを御覧いただきたいんですけれども、流入車規制を廃止した場合でもＮＯ２濃度上昇への影響が十分に小さいということをお示しさせていただいて、最も濃度の高い測定局においても濃度低減傾向には支障がなく、予測として令和７年度にゾーン下限値０.０４ｐｐｍを下回るという形でまとめさせていただいております。

　それから、４５ページからは２つ目の論点ということで、局地汚染への影響についてのものでございます。

　まず、濃度の高い交差点を対象に排出強度というものを定義しまして、その増加量について流入車規制を廃止した場合の試算をしております。

　その結果につきましては、飛びまして４７ページのほうに表でお示しさせていただいておりますが、結論としましては、ＮＯｘ、ＰＭともに増加量に対する濃度換算値が十分に小さいものとなっており、局地汚染への影響は軽微であると考えられるという形でまとめさせていただいております。

　それから、４８ページ目からは、最後の３つ目の論点としまして、電動車普及による削減効果についてのものとなっております。

　こちらの検討につきましては、飛びまして５０ページの真ん中あたりにお示ししていますように、地球温暖化の実行計画に掲げる取組指標を達成した場合についての試算をいたしまして、その結果につきましては、飛びまして５２ページのところの上の表に電動車普及による効果としまして、令和１２年におきましてＮＯｘについては１,１３９トンという削減効果量となりまして、下の表には流入車規制の廃止による増加予測値を示していますが、その８２トンと比べますと十分に効果が大きいというふうにまとめさせていただいております。

　これら３つの論点の検討結果を踏まえまして、最後の５３ページ、今後のあり方というところになりますけれども、結論の部分としましては、下から５行目のところになりますけれども、「流入車規制を廃止し、自動車からのＮＯｘ・ＰＭ排出量の削減効果が大きい電動車の普及施策を積極的に推進していくことが適当である」というふうに部会の報告案として記載をさせていただいております。

　説明は以上でございます。

【近藤部会長】　　ありがとうございました。

　では、今の説明について御質問、御意見がございましたらよろしくお願いいたします。す。どうでしょうか。何か。構成等について。

　水谷先生、お願いします。

【水谷委員】　ありがとうございます。構成等ではありません。グラフがたくさん出てきますが、グラフの図を囲む外枠があったり、グラフエリアの右側の外枠がなかったりと、統一感がない印象を受けました。これは暫定版かと思いますが、最終版では統一感を持った図表にしていただきたいという感想を持ちましたので、可能な範囲でお願いします。

　以上です。

【近藤部会長】　　ありがとうございます。

　事務局のほう、何か。よろしいですか。

【事務局（北川総括）】　　承知しました。統一感を持たせるように整理したいと思いますので、よろしくお願いします。

【近藤部会長】　　ほか、どうでしょうか。

　そこ、私もちょっと、ささいなことなのですが、これって各章というか、各分野で書きぶりというのは大体統一するように考えているのでしょうか。それとも各分野は分野ごとに独立して書かれていると認識していいのでしょうか。

【事務局（池田（俊）総括主査）】　　すいません、事務局です。環境保全課、池田でございます。

　基本的には、なるべく現状の整理とか施行状況などを最初にまとめさせていただいて、課題や論点を整理して、最後、あり方という流れで、なるべく統一感を出せるようにさせていただいているんですけども。一方で、部会での審議の中で分野によっては、まとめ方といいますか、審議の状況によってどうしてもちょっと完全に統一できないといいますか、今議論のまとめ方というところにおいては少し分野ごとの結果的には少し違いが出ている部分はあろうかと思います。基本的な流れはなるべく統一感が出るようにということで、大きな項目とかはなるべくそろえる形での取りまとめの方針とさせていただいております。

【近藤部会長】　　分かりました。ちょっと気になるというか、どうでもいいのですけど、何かほかだと法整備は表みたいなのに書かれていたのがここだと文書で書かれているので、そこら辺、表にしちゃうのか文章なのかと思ってしまったので、ちょっとそういうことを質問させてもらいました。どちらでも私はいいと思うのですけれども。

　手がいっぱい挙がっています。黒坂先生、お願いします。

【黒坂委員】　　すごく細かいことでもよろしいですか。さっきの近藤先生のに関連してなのでここで申し上げますけれども。同じように文言もちょっとやっぱりこれ、同じ取りまとめなので、報告案なので、今後、正式なものを作るときにはちょっと文言も統一していただけたらと思うんですが。例えば「何とかすべきである」というところと「するべきである」というふうなのがいろんなところに見られたりとかですね。「すべきである」のほうが好ましいと思いますけれども。あと、「何とかの上で」とかいうのも「上」が平仮名だったり漢字だったりしますので、ちょっと細かくて申し訳ないんですけども、多分一括検索すれば済むので、ちょっとお願いできたらというふうには細かい点では思っております。よろしくお願いします。

【近藤部会長】　　ありがとうございます。

　では、ちょっと続けまして、松井先生、お願いします。

【松井委員】　　５０ページの６行目、ライン６のＲ１２のＣＯ２排出量は「２,８０４千トン」と書いていますけど、これは２,０２９の間違いですかね。２,８０４は、これ、Ｒ１の排出量じゃなかったですか。その下の表Ⅱ－４－９を見ると。

【事務局（北川総括）】　　５１ページの上にグラフを掲載させていただいていますが、グラフのグレーの部分が乗用系のものになりまして、令和元年度……。

【松井委員】　　Ｒ１が２,８０４で、Ｒ１２が２,０２９ですよね。

【事務局（北川総括）】　　そうですね。そういう形で。

【松井委員】　　ここの５０ページのライン６はＲ１２について語っていますね。

【事務局（北川総括）】　　そうですね。失礼しました。御指摘のとおり。

【松井委員】　　ちょっとエラーっぽいですね。

【事務局（北川総括）】　　はい。誤りですので、早々に訂正させていただきます。ありがとうございました。

【松井委員】　　あと、コメント１点で、できるかどうかちょっと分からないんですけど、これ、５０ページの２行目のとこの大阪府の温対計画って、これ、何年の温対計画でしたっけ。

【事務局（北川総括）】　　これは今年３月に策定されたものになりますので。策定年月日を明記したほうが。

【松井委員】　　２０２１ですかね。

【事務局（北川総括）】　　そうですね。２０２１年３月に策定したものになりますので。そこも……。

【松井委員】　　そのときの２０３０年ＣＯ２排出量目標ってどうなっていたんでしたっけ。僕の意図としては、ここ最近、ここのとこのその２０３０年目標、マイルストーン年である２０３０の目標５０％にまで持っていくみたいなのが物すごく社会的に強く出ているじゃないですか。それに対して、ここでの削減量が約３割ですかね。これ、２,８００から２,０２９ということなので。ここが読んだときに５割削減とかという社会動向に対して何かあまりアンビシャスじゃないというか、野心的ではないみたいな印象が少しありまして、僕が見たときですよ。なので、どこかに「なお、社会情勢を鑑みて、さらなる目標の高みを目指す」みたいなことが入れられるのかどうかってどうですか。

【事務局（北川総括）】　　実行計画全体の排出量削減の目標が４０％削減になるんです。そのうち、部門別で運輸部門に関しては……。

【松井委員】　　積み上げでこれなんですね。

【事務局（北川総括）】　　先生おっしゃるようにちょっと野心的ではないかもしれませんけど、運輸部門に関しては３３％の削減ということで、その中にはこの乗用車の電動化による削減とか、あるいは、そのほかの自動車の対策による削減を合わせて削減を積み上げまして、３３％の削減という形になっていますので。

【松井委員】　　分かりました。この数字自体はその計画に従って合っているということなので多分いいんだと思うんですけど、何か「さらなる高みを」というのを社会状況に書けたらいいなという、これ、コメントです。

　以上です。ありがとうございました。

【事務局（北川総括）】　　御意見を踏まえまして、どういう検討ができるかちょっと考えてみたいと思います。ありがとうございました。

【松井委員】　　ありがとうございます。

【近藤部会長】　　ありがとうございました。

　ほか、どうでしょうか。

　そうしましたら、松井先生の御指摘はちょっと修正はしていただくということにして、あと、黒坂先生からありましたように、ちょっとこれは全体を見直して、表現の統一等についてはぜひ図っていただきますようお願いいたします。

　それをしていただいた上で、一応この説明していただいた事務局での部会報告案の素案を基にこの報告案を作成していただきたいと思いますので、そういう方向でよろしいでしょうか。

　特段御意見ないと思いますので、では、そういう形で進めさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

　では、続きまして、次はⅤの地盤沈下分野、それから、Ⅵの土壌汚染分野、Ⅶの化学物質分野について、順番に事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

【事務局（阿部主任専門員）】　　そうしましたら、ちょっと２ページほど飛びまして５６ページから、地盤沈下分野から御説明をさせていただきます。

　まず、府内における法及び条例の規制の枠組みですけども、その下の（１）にありますように、法律では工業用水法とビル用水法、それから、（２）で条例により規制をしておりまして、条例では、１９行目にありますように、水道事業用地下水の取水につきまして許可の取得を義務づけております。

　その下の表がその規制内容になっておりまして、３つの区域それぞれに揚水機の吐出口の断面積、それから地下水採取するストレーナーの位置、これについての規制を行っております。

　次の５７ページが規制地域の図でございます。

　その一番下の府内における環境の状況ということで、これは次のページ、５８ページの一番上のグラフを見ていただきたいんですけども、１９７０年、昭和でいうと４５年から沈静化の傾向にあるということでございます。

　その下の施行状況ということですけども、それぞれ法と条例許可件数が御覧のようになっておりまして、条例につきましては、現在使用している井戸はございませんけども、規制区域以外の市町村の水道事業について見ますと、１７市町村で地下水を水源としておりまして、その量は府域全体の地下水採取量の５８％を上水用が占めるという状況にありまして、このように現在も水道事業者による地下水利用の需要は少なからず存在しているということで、現状といたしましては、条例による規制は法の規制と相まって、抑止力として地盤沈下の防止に寄与しているものと考えられるということで、４番の今後のあり方というところで法と併せた条例の効果は認められることから、引き続き地盤沈下の防止を図るため、現行の規制制度を継続することが適当であるというまとめにさせていただいております。

　それから、次、５９ページから土壌汚染分野ということで、これも規制の枠組みでございますけども、土壌汚染対策法、それから条例により規制を行っております。

　制定された後、平成２９年に法が改正をされまして、その整合を図るために、元年に条例も改正をしております。

　下の表が改正の内容になるんですけども、表の左側が改正前、それから右側が現行、改正後ということでございまして、ちょっと詳しい説明は省略させていただきますけども、土壌汚染の状況の把握の契機を増やしたり、あるいは、対象物質としてダイオキシン類を追加したりという改正を行ったところでございます。

　６０ページでございますけれども、施行状況ということで、その表を御覧いただきたいと思いますけども、汚染が判明した土地について区域の指定というのを行っておりまして、それぞれ表に御覧いただくような件数を今指定しているというところでございます。

　今後のあり方ということですけども、改正条例が施行されたところでありますので、現行の制度を継続することとし、今後、新たな課題が確認された際に改めて検討を行うことが適当であるというまとめにしております。

【事務局（窪田総括）】　　続いて、化学物質分野のほうの説明に入らせていただきます。６１ページからでございます。

　まず、６１ページからは法と条例による規制の枠組みということの説明をさせていただいております。初めに、法と条例の対象となる化学物質の説明をしてございます。

　６２ページの真ん中のあたりにその法と条例の対象となる化学物質の関係をお示ししてございます。

　続いて、その下、６２ページの一番下で、法と条例による規定、排出量であったり計画書といったようなものの届出の制度についての説明を図でしてございます。

　続いて、６３ページのほうで、これまでの法と条例の対象物選定の経緯をお示ししてございます。

　その上で、６４ページの真ん中から特に府独自指定物質の選定の考え方、平成６年の生活環境保全条例の制定時から現在に至るまで何回か改正等をしておりますけれども、その考え方について整理をしたものでございます。

　６６ページ、現在の府独自指定物質を第一種管理化学物質と第二種管理化学物質に分けて表でお示しをしてございます。

　６６ページの一番下からが化学物質の排出量や環境の状況についての御説明ということで、届出件数、それから、化学物質排出量の推移を６７ページから６８ページにかけて掲載させていただいてございます。それからまた、環境の状況をその排出量と環境の状況との比較をしたものを載せてございます。

　６９ページの下のほう５行目のところから、今回国のほうで検討がされております法対象物質、指定化学物質の見直しについての考え方の整理をしてございまして、現在の指定化学物質見直しの概要というのがこの７１ページの真ん中に図として載せてございます。

　こういった現状を踏まえまして、その下、７１ページの１３行目のところから課題についてということでございます。

　この課題につきましては、２２行目のところでございます。条例の化学物質管理制度については、現行制度を継続しつつ、指定化学物質の見直しの検討状況を踏まえて府独自指定物質の見直しを行うことが適当であるというふうに整理していただいたところでございます。

　７２ページで論点についてでございます。

　論点については、ここに記載しておりますとおり大きく２つに分けてございまして、①としてＶＯＣ総量以外の化学物質についてと、②についてはＶＯＣ総量についてという形で論点整理をしていただいたところでございます。

　これを踏まえまして、その下の６番で今後のあり方についてでございます。

　まず、（１）ではＶＯＣ総量以外の化学物質についてということで、これについては、１）の有害性の観点から適正管理の対象とする化学物質についてということでございまして、これについては、７３ページの一番上のところでございます。有害性の観点から選定される管理化学物質は、その選定基準を平成６年当時の知見から令和２年度の最新の科学的知見に基づく有害性評価に全面的に改めることにより、見直し後の指定化学物質とすることが適当であるというふうにしていただいたところでございます。

　その下、２）では生活環境保全の観点から適正管理の対象とする化学物質についてということでございまして、まずは、環境関連法令における事故時の措置における規定について整備をした上で、７４ページの１行目のところでございます。生活環境の保全の観点からは、大気汚染防止法の事故時の措置に係る規定を補完することとし、同法の有害物質及び特定物質のうち化管法の指定化学物質に該当しない物質を第二種管理化学物質に追加するべきであるとしていただいたところでございます。

　その下で、次に、論点の２つ目であるＶＯＣ総量についてでございます。これにつきましては、ＶＯＣの排出削減の取組事例についてまとめた上で、その下、１４行目のところでございます。ＶＯＣ排出削減対策を推進していくためには、引き続きＶＯＣ総量を管理制度の府独自指定物質に位置づけるということでまとめていただいたというところでございます。

　これらを踏まえた府独自指定物質の見直し案についてが１９行目から（３）でお示ししているところでございまして、それぞれその見直しの案について記載をしておりますけれども、最終的にはそれを取りまとめたものが７６ページの③見直し後の府独自指定物質の案というところでお示ししているものでございまして、第一種管理化学物質としてこのＶＯＣ総量、それから、第二種管理化学物質としてはここに示しておる２５物質というふうな形でまとめていただいたというところです。

　その次の７７ページのほうでは、これらを踏まえた条例の対象となる管理化学物質の見直しの全体像をお示ししてございます。

　あとは、参考として、７８ページ以降は参考資料として、法の対象となる指定化学物質の現在の案をここに参考として載せてございます。

　資料の説明としては以上でございます。

【近藤部会長】　　ありがとうございました。

　では、今の説明について御質問、御意見ございましたらよろしくお願いいたします。どなたかいらっしゃらないでしょうか。

　では、ちょっと私からですが、ページの７４ぐらいから見直し案ということで表がだらだらと並べて、また見直し案ということで表が出てきて、全体像というのもただ単に図が出されているので、何かこれについてはもう少し文章を書かれたほうがいいように思うのですが、どうでしょうか。

【事務局（窪田総括）】　　そうですね。ちょっとそれぞれの考え方に基づいて現状の化学物質をどうするかというところと、新たにどういったものを追加すべきかといったものがございますので、それらをまずは①としては第一種管理化学物質、現状の物質がどういうふうに変わっていくかというのを整理して、また、②のほうでは第二種管理化学物質、現状のものをベースに整理したものをお示しした上で、③では最終的にどうなるかといったのをちょっとお示ししておりますが、おっしゃるとおりちょっと説明が足らない部分はあるかと思いますので、文章のほうでもうちょっと補足するような形で考えさせていただきたいと思います。

【近藤部会長】　　ほか、どうでしょうか。どなたかいらっしゃらないでしょうか。

　じゃ、私もちょっともう１つだけ。これも書き方の問題なのですが、７２ページに脚注で何か説明されていますよね。本文中の２の中身の説明が書かれています。これは全体を通して脚注でこういうふうに書くということになっているのでしょうか。そういう理解でいいですかね。ここ、この章だけに出てくるのでしょうかね、こういう注意書きとかというの。

【事務局（窪田総括）】　　そうですね。この章だけでございます。

【近藤部会長】　　この資料というか、分野横断的にこの報告書全体で。

【事務局（窪田総括）】　　そうですね。たまたま脚注を記載しているのは化学物質分野だけにはなっておりますけれども。

【事務局（西井補佐）】　　すいません。この辺りも全体をまとめまして、統一感があるようにちょっと整理をさせていただきます。

【近藤部会長】　　少し全体的に見ていただけたらと思います。

　ほか、どうでしょうか。どなたかいらっしゃらないでしょうか。

【事務局（阿部主任専門員）】　　すいません、１点、ちょっと土壌汚染分野の資料の修正がございますので、ちょっとよろしいでしょうか。５９ページなんですけども、５９ページの表で土壌汚染対策法と条例の規制の概要という表があると思いますけども。中ほどの対象物質ですけども、右のほうだけダイオキシンというふうに書いておりますけども、改正前もダイオキシンは条例についてございますので、ちょっと次回修正をさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

【近藤部会長】　　分かりました。じゃ、その表の修正はまたよろしくお願いします。

　水谷先生、お願いいたします。

【水谷委員】　　ありがとうございます。化学物質に関する国の見直しのタイミングとこの報告書が出るタイミングについて，現時点での見通しを教えていただけますか。文中、「見込みである」などの表現もありましたが、国の状況を把握していませんので申し訳ありませんが、お願いいたします。

【事務局（窪田総括）】　　国の動きのほうもまだ公にというか、特に動きはないというか、まだ見込みとしか言えないような状況のようです。ただ、施行に関しましては、令和５年４月の施行を目指して現在政令の改正作業をやっているということではございますので、今年度中には政令は出るのではないかとは思っておるところです。

【水谷委員】　　分かりました。ありがとうございました。

【近藤部会長】　　では、それ以外、どなたかいらっしゃらないでしょうか。

　では、ないということで。先ほど土壌のところで表の訂正があるということなので、そこは訂正していただくということで、この素案を基に事務局のほうで部会報告案を作成していただくということでよろしいでしょうか。

　では、そういうことでよろしくお願いいたします。

　それでは、次、続きまして、８番目ですね。騒音・振動分野について、事務局から御説明をよろしくお願いします。

【事務局（辻井総括）】　　事業所指導課騒音振動グループの辻井です。

　資料８８ページからの騒音・振動分野について御説明します。

　１つ目の見出しでは、府内における法及び条例による規制の枠組みについて記載をしております。

　表のⅧ－１に騒音規制法、振動規制法及び条例による規制の概要をお示ししております。工場・事業場、特定建設作業、拡声器、カラオケ、深夜営業につきまして規制を行っておりまして、施設の設置や作業の実施の届出、規制基準の遵守などの義務を課しています。これらの騒音・振動に係る規制の事務は、一部府が直接行っている事務を除き、市町村が行っております。

　続きまして、２番目の見出しでは条例の施行状況及び環境の状況について記載しております。

　まず、（１）の届出件数は、表のⅧ－２のとおりとなっておりまして、特定施設や届出施設の設置等の届出件数に比べて、特定建設作業実施の届出件数が大変多くなっております。

　次の８９ページでは、（２）騒音・振動に係る苦情の状況としまして、表のⅧ－３では公害に係る苦情件数の推移をお示ししております。全ての公害の中でも騒音に係る苦情が最も多い状況にあります。

　また、騒音の苦情の発生源別の内訳につきましては表のⅧ－４のとおりとなっておりまして、建設作業、工場・事業場が多くなっています。

　（３）の騒音に係る環境基準達成状況につきましては、環境基準の達成率は、道路に面する地域は表のⅧ－５、一般地域は表のⅧ－６のとおりとなっておりまして、いずれも改善する傾向にあります。

　次の９０ページでは、３つ目の見出しとしまして、課題について記載をしております。

　先ほども説明しました施行状況などから、引き続き、法に加えて条例による規制が必要な状況にあると考えられます。このような状況や市町村に対して行ったアンケートの結果などから、３つの課題が示されました。

　１つ目の課題は、法と条例で工場・事業場の規制が重複している部分があるということ、２つ目の課題は、バックホウのアタッチメントにより特定建設作業の規制が適用されないケースがあるということ、３つ目の課題は、人の声など指導の難しいケースが生じていることです。

　４つ目の見出しでは、論点について記載をしております。先ほどの３つの課題に関しまして、３つの論点を設定して検討が行われました。

　１つ目の論点は、電気工作物等を設置する工場・事業場における法と条例の規制の重複についてです。

　法の特定施設のうち、電気工作物またはガス工作物のみを設置する工場・事業場につきましては、条例制定当時は、騒音規制法、振動規制法に基づく勧告、命令、立入検査ができないため、条例の規制対象としていましたが、その後の法改正によりできるようになり、現時点では法と条例の規制が重複する状態となっているということを整理しております。詳しくは、９４ページの資料のⅧ－１に記載をしております。

　２つ目の論点は、特定建設作業の規制が適用されていない一部のバックホウのアタッチメントについて、規制対象とすべきかということです。

　①では条例による規制におけるアタッチメントの取扱いの状況について、次のページの②では規制対象外のアタッチメントに係る苦情の状況について、それぞれ整理をしました。

　そこで、アタッチメントのうち苦情の多いスケルトンバケット及び油圧クラッシャーの大割用と小割用の３種類につきまして、③にありますようにバックホウの近傍で騒音調査を実施しました。調査の結果、スケルトンバケットについては、建設機械から７メートル離れた地点において騒音レベルが９０デシベル程度と高い値になりました。詳しくは、９５ページの資料のⅧ－２に記載をしております。

　３つ目の論点は、人の声など制御の難しい騒音など、指導が難しいケースへの対応についてです。

　①で指導等の状況について、②で苦情等の状況について、次の９２ページの③でこれまでの府の取り組みについて、④で参考となる対応事例について、それぞれ整理をしております。

　最後に、５つ目の見出しでは、今後のあり方について記載をしております。

　（１）の法と条例の規制の重複につきましては、法の特定施設のうち電気工作物またはガス工作物のみを設置する工場・事業場につきましては、条例の規制対象から除外し、重複を解消すべきとしております。

　次の９３ページの（２）特定建設作業規制につきましては、スケルトンバケットを使用する作業を条例の騒音規制の対象とすべきとしております。

　（３）の人の声など制御の難しい騒音など、指導が難しいケースへの対応につきましては、府は、発生源が工場・事業場の場合のほか、一般家庭の場合も含めて対応事例を収集し、市町村が対応する際に参考しやすい形に整理した上で市町村と共有できるようにすべきとしております。

　説明は以上です。

【近藤部会長】　　ありがとうございました。

　では、今の御説明について御質問、御意見ございましたらよろしくお願いいたします。

　島先生、お願いします。

【島委員】　　島です。よろしくお願いします。御説明いただきまして、ありがとうございました。

　８９ページに騒音・振動に関する苦情について、苦情件数の推移、それから騒音の環境基準達成状況の推移というのを表で示していただいているんですが、これはいずれも２ポイントだけですね。苦情件数は平成６年度と令和元年度、騒音については項目によって年度が違いますけどもいずれも２年分だけです。推移というからには特定の２年分だけではなくて、この間どういうふうに変化してきたのかという推移を、ほかの項目でも経年的な変化が示されていたと思いますので、そういう形で示していただくことはできないでしょうか。

【近藤部会長】　　いかがでしょうか。

【事務局（辻井総括）】　　先ほど御説明した表のⅧ－５とⅧ－６、この２つの年度の間のデータもございますので、それらも含めて推移が分かるような形のグラフに修正をさせていただきたいと思います。

【島委員】　　よろしくお願いします。

【近藤部会長】　　ありがとうございます。

　では、河井先生、お願いします。

【河井委員】　　河井ですけど、ちょっと細かいことなんですが、今の８９ページの表Ⅷ－３とⅧ－４で、Ⅷ－３のほうの令和元年度の騒音が１,９３２件ですね。表Ⅷ－４のほうの令和元年度の騒音苦情の発生源内訳ということで、これ、全部足すと１,８８６なんですけど、これ、その他というのでちょっと入れておいたほうがはっきりしていいんじゃないかなという気がするんですけど、どうでしょうかね。その他、１,９３２と１,８８６の差がその他に多分なると思うんですけど。

【事務局（水間補佐）】　　先生御指摘のとおりその他が抜けておりまして。実はこれ、第１回の部会で御説明したのと同じフォーマットを使った関係で抜かせていただきました。ただ、その他はございますので、先ほどの推移を示すのと同じように修正させていただきます。

【河井委員】　　そのほうが丁寧ではないかなというふうな気がしますので、よろしくお願いします。

【事務局（水間補佐）】　　分かりました。

【河井委員】　　それから、ちょっと細かい点なんですけど、バックホウの写真みたいなのありましたよね。９５ページですか。これ、資料Ⅷ－２ということで、これ、その右下に図２というのがあるんですけど、これ、図Ⅷの何とかというのが正しい書き方ではないんでしょうかね。

【事務局（辻井総括）】　　そうですね。Ⅷの何々という形に修正をさせていただきたいと思います。

【河井委員】　　ちょっとその辺のところも何か統一感を持たせて書いていただけたらありがたいなというふうに思いますけど。よろしくお願いします。

【近藤部会長】　　ほかの分野だと、資料と書いているところ、何か参考とかと書かれていたとこもあったので、そこも資料なのか参考なのか、多分そういった形で少し統一感を持たせていただいたほうがいいのかなとちょっと思います。

【事務局（水間補佐）】　　分かりました。

【近藤部会長】　　ほか、どうでしょうか。ほか、いいでしょうか。よろしいですかね。

　そうしましたら、少し御指摘ありました表ですよね。８９ページのところの表Ⅷ－４ですね。数字が合うように少し訂正していただくということと、表Ⅷ－５、表Ⅷ－６、これが図になるのか表になるのかですが、経年変動が分かるような形で少し修正していただくということをお願いして。あと、資料のところですね。資料のところの図番の書き方のところも少し修正していただくということで、この素案を基に部会報告案を作成していただきますよう、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

　では、今度は９番目ですかね。規制以外の手法について、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

【事務局（樋口課長）】　　それでは、続きまして、９項目目、規制以外の手法について御説明をさせていただきます。

　資料の９６ページを御覧ください。

　この項目につきましては、これまでも部会報告をイメージした資料で御議論をいただいておりましたので、今回は前回からの修正点を中心に御説明をさせていただきます。

　まず、１番の検討の背景ですけれども、前回、検討の背景としましては、前半の５行目までですね。行番号でいいますと４から８のところですけれども、主に大気や水質の環境は改善しているけれども、引き続き改善が必要な課題があることや、より効果的・効率的な排出削減への転換が求められているというのを検討の背景としておりましたけれども、前回の部会で、ＳＤＧｓの視点でありますとか府の環境総合計画で掲げております環境・社会・経済の統合的向上などの視点を前面に出すべきとの指摘を受けまして、その８行目の後半以降の記述を追加させていただいております。

　具体的には、その８行目の後半ですけれども、「今日の環境問題に対する社会の関心がかつての激甚な公害問題への対応から、ＳＤＧｓの視点も踏まえ地球温暖化対策、資源の循環的利用、生物多様性保全など、より幅広い分野へと拡大している。これらの新しい環境課題は、社会・経済課題とも密接に関連しており、従来のように特定の環境課題の直接的解決に着目した規制手法では限界があり、環境課題の解決に留まらず、社会的課題や経済的課題などの同時解決と環境・社会・経済の統合的向上という視点が必要であると言われている。このため、今回の『今後の大阪府生活環境の保全等に関する条例のあり方』の検討に際して、これまでの排出等規制に加えて、規制以外の手法、特に事業者の自主的な取組を活用する施策の導入について検討を行った」というふうに追加をさせていただいております。

　なお、ただいまの記述の大部分は、前回、「規制以外の手法の必要性」ということで４項目整理させていただいておりました４番目に「新たな環境課題への配慮」という項目があるんですが、その中で記載していた部分を中心に、この前のほうに持ってきて少し修正を加えたというものでございます。

　続きまして、２項目目は前回から特に変更ございません。

　規制以外の手法の具体的な事例ということで、（１）としましては、国の環境基本計画で示された環境施策の実施の手法例ということで７項目ですね。

　それから、（２）としましては、実際に規制以外の手法が導入されている施策の事例ということで、この表のⅨ－２に土壌汚染対策からＶＯＣ対策、それから公害防止管理者制度など、事例として掲げさせていただいているものでございます。

　その次の「論点」につきましては、前回の部会では掲載しておりませんでしたが、令和２年２月の第１回の部会で整理をいただきました論点を改めて記載させていただいております。

　論点としては、２点ですね。「規制以外の手法が求められる課題について」ということと、実際にその規制以外の手法を導入する場合に、「規制以外の手法のうち、生活環境の保全に関して有効な手法について」という２点の論点を整理いただいたので、それを改めて記載させていただきました。

　最後、４番目、「今後のあり方」についてですけれども、（１）につきましては、前回、「規制以外の手法の必要性」という表題にしておりましたが、今御説明しました論点と表現を合わせまして、「規制以外の手法が求められる課題について」ということで表題を改めさせていただいております。

　それから、次に、９９ページの（２）ですけれども、これも表題が前回は「規制以外の手法の導入に当たっての考え方（案）」としておりましたけれども、これも１回目の部会で整理いただいた論点の表現ですね。「規制以外の手法のうち、生活環境の保全に関して有効な手法について」ということでタイトルを改めさせていただいております。

　この論点２つ、それぞれ必要な課題４項目、それから有効な手法の例示として４項目挙げている点は前回から変わっていませんが、１点、１００ページの６行目の①ですけれども、この点につきましては、前回部会では３番目の項目としまして「関係機関との連携による対応」という項目で記載をさせていただいておりましたが、部会のほうで御意見がありまして、全体としてはそのＳＤＧｓ等を想定した、前面に出した内容にすべきということの御指摘をいただいたことと併せまして、ＳＤＧｓの中でも特に１７番目の協働ということが一番重要であるということで、この項目にその視点も盛り込んで、前回は３番目に書いておったんですが、一番上に出すべきではないかという御指摘を受けて修正したものでございます。

　表題も関係機関との連携というところから、府民も入れまして、「関係業界や府民等との協働による対応」というふうに表題を変えさせていただきまして、記載内容につきましても、前回は関係業界や関係機関等と連携ということの内容だったんですが、１００ページの１０行目あたりですが、関係業界や府民等の多様な主体との協働による取組も検討すべきというふうに改めまして、その府民等の連携の具体例としましては、１６行目以降なんですが、先ほど大気分野でも御説明させていただいたんですけども、１つの事例といたしましてですが、ＶＯＣについては全体の排出量のうちの２割程度が家庭からの排出であるということで、そういう家庭あるいは府民に対する働きかけということも重要であろうということを個別の分野でも考えておりますので、ここもその事例としてそれを挙げさせていただいて、府民の生活スタイルの転換を呼びかける啓発などにも取り組んで、府民も含めた官民の協働による取組の視点が重要であるというふうに表現を改めてございます。

　前回からの修正は以上でございまして、大きな構成としましては、論点２つございますが、それぞれ課題４項目、それから、その対応に当たっての考え方４項目を整理するという形でまとめさせていただいております。

　説明は以上でございます。

【近藤部会長】　　ありがとうございました。

　では、今の説明について御質問、御意見ございましたらよろしくお願いいたします。

　石川さん、お願いします。

【石川委員】　　御説明ありがとうございました。

　今御説明あったところなんですが、１００ページのこの府民との協働による対応ということで、事業者がこれは府民の生活スタイルの転換を呼びかける啓発などにも取り組むという、ことでしょうか。

【事務局（樋口課長）】　　ここ、実際事業を実施する際にはより効果的なものを考えていく必要があるかと思うんですけれども、今の時点で想定していますのは、例えばこのＶＯＣにつきましては、家庭で使われている消費財ですね。スプレーですとかちょっとした化粧品であるとか、そういうところからもＶＯＣが出ているということで、例えば府民の皆さんが商品を選択する際にそういうものが使われていないものを選択するような機運が広まれば、それが結果的にその製造事業者さんのほうもよりそういうものを重点的に製造されるでしょうし、あるいは、逆にそういうものを先に製造することによって府民の皆さんも選択の幅が広がるということで、いろんなアプローチの仕方はあろうかと思うんですけれども、そこは官民含めた協働の視点を取り入れて、トータルとして取り組んでいく必要があるだろうという視点をここで書かせていただいているものでございます。

【石川委員】　　それ、すごい大切なことだと思うんですよ。ただ、事業者に府民への生活スタイルへの転換の啓発というのはなかなか難しいかなというふうにもちょっと思いましたので、やっぱりここは行政のですね。特に行政がそういうところに関わっていくというところが大事じゃないかなと思いましたので、その事業者にというところだけではなくというところをちょっと私は言わせていただきたいと思いました。

【事務局（樋口課長）】　　承知しました。その点、確かに府民の皆さんへの啓発という部分では、行政の役割が大きい部分だというふうに思っておりますので、今後の施策を考えていく中で、今御指摘いただいた点も含めて検討していきたいと思います。ありがとうございます。

【石川委員】　　よろしくお願いいたします。

【近藤部会長】　　ありがとうございます。

　島先生、お願いします。

【島委員】　　内容に関わることではございませんし、前回も見せていただいたところで恐縮なのですが、９７ページの表Ⅸ－２で、まず、この表だけ表の番号だけでタイトルがありませんので、ほかと同様にタイトルを入れていただきたいと思います。

　そして、内容についてですが、いずれも根拠として条例や法律が示されていますけども、９７ページの一番下のおおさか交通エコチャレンジ、それから、その次のページにありますＳＴＯＰアスベストなどについては根拠が何も記載されていないですよね。恐らく法や条例以外ということになると思うんですけども、やはり何らか根拠となることを記載していただいたほうがイメージしやすいのではないかというふうに思いました。

　以上でございます。

【事務局（樋口課長）】　　ありがとうございます。まず、表題はちょっと考えまして、適切なものをつけたいと思います。あと、根拠も、御指摘のとおり大きな意味での根拠ですね。例えばＳＴＯＰアスベストキックオフ宣言につきましては、大気汚染防止法でありますとか、あるいは条例の中でそのアスベスト対策の中の例えば事業者の役割というふうなことが書かれていますので、少し広義に検討いたしまして、何らかの根拠を入れるようにしたいと思います。ありがとうございます。

【島委員】　　よろしくお願いいたします。

【近藤部会長】　　ありがとうございました。

　松井先生、お願いします。

【松井委員】　　２点あって、１点目は島先生の補足という形になるんですけども、表Ⅸ－１には第５次環境基本計画で定義、紹介されている規制的手法、並びに情報的手法とか、いろんな手法のタイプというのが縦軸に並んでいるじゃないですか。次の表Ⅸ－２のところは、各分野で取組事例の中のその括弧の中ですね。括弧の中にそれら手法がどういうふうに使われているかというのが書かれていると思うんですけど、この対応関係がちょっと微妙なところがあって。例えばですけど、表のⅨ－１の手続的手法の中にはＰＲＴＲが書かれているじゃないですか。だから、これを見ると、思わずその化学物質管理のところに手続的手法が記載されているのかなと思いながら見てみると、枠組規制的手法しか載ってなかったりというので、対応が若干怪しい感じもあるんですよ。

　なので、僕からの提案なんですけど、提案です。表Ⅸ－１の手法を横軸にして、縦軸に分野かな。今回の８分野ですか、公害の８分野にして、星取り表の形にされたらいかがでしょうかというのが提案です。だから、例えば土壌汚染の分野では、こういう手法、こういう手法というのは展開されているんだけど、例えばですけど、事業的手法で民間が自主努力でみたいなところはまだ弱いよねみたいなのが星取り表であると、すごくその手法の総合的展開を俯瞰的に理解するという意味ではいいんじゃないかなというのが提案です。ちょっと大変だと思うので、１度内部で御検討いただけて、やれそうならという形でメッセージを出させてください。これ、１点目です。

　２点目は細かいことで、ＳＤＧｓとかＥＳＧとかＰＲＴＲとかが略語が紹介なしで出てくると、恐らくこれを読まれる方は困ると思うので、一番頭に略語集をつけるか、スペルアウトしたものと日本語の併記をするか何かが全文通じて、このペーパー１００ページ通じてちょっと１回リチェックお願いできたらと思います。

　以上２点です。

【近藤部会長】　　ありがとうございました。

　どうでしょうか。ちょっとなかなかハードルが高い提案だと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局（樋口課長）】　　ありがとうございます。御指摘のとおり、この表Ⅸ－２の区分を考えるときに、確かに手続的手法と自主的取組とか、あと、枠組的手法とか、ダブってくるというか、境界が明確でない部分がございまして悩ましかったところがありますので、例えば、今御指摘いただいたように１つの施策がこれとこれとこれに該当するということで星取り表というか、丸を入れることで、複数の側面を持っているということは表現できるのかなというふうに思います。どういう形で、その表Ⅸ－１のそれぞれの手法の説明とセットで書くか、ちょっと非常に何か立体的になってしまいそうな気がするので、表は２つになるのかなと思うんですけれども、Ⅸ－２のそれぞれの事例がその上の７つのうちのどれに該当するかをチェックするような形になるのかなと。

【松井委員】　　そうですね。その星取り表が一番内部的にも戦略マップみたいな意味を持って使いやすいのかなというふうに思いましたので、１度御検討ください。特にここに根拠ということが書かれているのと書かれていないのってまさにそうで、根拠と書かれているのが条例とか法とかというのは、これ、規制的手法が適用されているという意味になっていて、この書けないところのハイフンが出ているのは自主的取組であったり情報的手法であったり啓蒙的手法であったりというのに対応しているはずなんですよ、きっと。だから、これに根拠列を展示というか、右方向に展開して星取りにしてみると何か見えるのかなという印象でした。

　ありがとうございます。御検討ください。

【事務局（樋口課長）】　　ありがとうございます。

【近藤部会長】　　ありがとうございます。

　ほか、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

　では、表については少し御意見がありましたので、少し見直していただくということにさせていただいて、それで、この草案を基に事務局のほうで部会報告案を作成していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

　一応これで素案全体の審議が終了しましたので、本件については、本日の議論を踏まえまして事務局のほうで部会報告案を作成していただきますようお願いいたします。

　それでは、（２）のその他について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（池田（俊）総括主査）】　　事務局でございます。今回、その他につきましては配付資料はございませんけれども、次回の部会でございますが、９月２２日に開催予定でございます。よろしくお願いいたします。次回の部会では、本日御審議いただいたことを踏まえまして部会報告案を作成いたしまして、お示しして御審議いただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。その後、環境審議会におきまして報告をいただきまして、答申をいただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

　以上でございます。

【近藤部会長】　　ありがとうございます。では、また９月２２日に部会報告案を見させていただくということで、よろしくお願いいたします。

　予定していた議題は以上でございますけれども、委員の皆様方のほうから何かございますでしょうか。

　事務局から何かございますでしょうか。

【事務局（池田（俊）総括主査）】　　特にございません。

【近藤部会長】　　では、ほかにないようですので、本日の議事はこれで終了いたします。委員の皆様方には長時間にわたって円滑な御審議に御協力いただきまして、ありがとうございました。

　それでは、進行を事務局のほうにお返しいたします。

【事務局（池田（俊）総括主査）】　　近藤部会長、ありがとうございました。皆様方におかれましては長時間の御審議ありがとうございました。

　それでは、これをもちまして、令和３年度第２回生活環境保全条例検討部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（午後４時５４分　閉会）